

令和元年広川町議会第3回定例会会議録

1. 招集年月日 令和元年9月6日
2. 招集場所 広川町議会議事堂
3. 開 会 令和元年9月6日（9時30分）

4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	梅本哲
1番	中尾千枝	8番	神山章憲
2番	丸山修二	9番	稲員信幸
3番	川島忠孝	10番	野田成幸
4番	光益良洋	11番	佐々木四十臣
5番	池尻浩一	12番	江藤龍彦
6番	原野利男		

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町長	渡邊元喜	住民課長	坂本幸枝
副町長	飯田潤一郎	税務課長	野中洋太
教育長	吉住政子	福祉課長	郷田貴啓
会計管理者兼 総務課長兼会計室長	丸山英明	建設課長	樋口信吾
総務課参事兼 庁舎建設推進室長	鹿田健	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	井上新五
政策調整課長	丸山信夫	協働推進課長	藤島達也
環境衛生課長	酒井和哉	教育委員会事務局教育次長	中島孝

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	藤島弘義	書記	原野昌文
書記	山下亮一		

10. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 一般質問

午前9時30分 開会

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和元年第3回広川町議会定例会を開会いたします。

本定例会に提出されております議案は、決算認定7件、報告3件、人事案件4件、条例の改正等6件、補正予算7件、計27件となっております。

これらの議案については、後ほど提案者から説明がありますが、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決に達せられますよう念願申し上げ、開会の挨拶といたします。

次に、町長より今議会招集の挨拶をお願いいたします。町長。

○町長（渡邊元喜）

皆さんおはようございます。本日は、令和元年第3回広川町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともに御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

ことしは8月中旬から秋雨前線の停滞による長雨が続いておりました中、8月27日から豪雨となり、九州北部で人的被害を含め多くの方が被災されております。亡くなられた方の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

本町においては、8月27日午後から災害警戒本部を設置し、避難所開設等の警戒に当たっ

ておりましたが、28日未明に時間雨量40ミリから70ミリの大雨となり、大雨特別警報が発表されたことにより、災害対策本部に移行し、災害対応を行ったところでございます。

被災につきましては、道路、河川等の公共施設の損壊、住宅の基礎直下地盤の流出や床上・床下浸水の家屋被害など多数被災しております。被災の概況については、9日の全員協議会にて報告させていただきます。

今後も台風の発生等、秋雨前線により大雨が予想されます。災害対応につきましては、気象情報等の収集、分析を的確に行い、正確に情報を伝え、町民の皆様の安全・安心に努めてまいります。

さて、本定例会には議案等27件を提案申し上げております。

議案の提案理由につきましては、後ほど御説明申し上げますが、慎重な御審議を賜りまして、全議案とも御決定いただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程第1号のとおりであります。

直ちに議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村泰也）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録の署名議員は、5番池尻浩一君と11番佐々木四十臣君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（野村泰也）

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

会期については、去る8月30日、議会運営委員会に諮ったところ、9月6日から9月19日までの14日間にしたという案が出ていますが、よろしいかお諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は9月6日から9月19日までの14日間と決定いたしました。

日程第3 一般質問

○議長（野村泰也）

日程第3. 一般質問を行います。

発言時間は、質問、答弁を含めて1時間以内とします。制限時間5分前にベルで合図します。

6番原野利男君の登壇を求めます。

○6番（原野利男）

おはようございます。6番原野利男です。通告に従って一般質問を行います。

地域医療についてお尋ねします。

地域医療については、八女地区における中核的医療機関である公立八女総合病院について、平成24年から諸問題について毎年議会においてお尋ねをしてまいりました。平成24年当時は、

自治体病院を充実させることは地域の活性化につながるものであり、民間の医療機関にできない不採算医療を担うことも大きな役割であるということを示し上げてきました。しかし、現在では自治体病院が充実した事業展開ができない難しい状況になっております。そうした中で、公立八女総合病院の今後の方針ということで、病院側からいろんな取り組みがなされておりますが、いまだに方向性が見えておりません。広川町としては、平成29年9月に、病院の運営に伴う今後の考え方として、早期の民間への譲渡が最も適切な選択であるということを示し病院側に通知しております。また、八女市より、1年おくらせて平成30年10月に、中核病院として公的に運営する必要があると、公立八女総合病院企業団から示された基本的な方針を十分に尊重し、支援していきたいと病院側に通知しております。このことについては、広川町と八女市の考え方の違いが生じております。しかし、このことについては、いまだに公立八女総合病院企業団議会では一切協議されておられません。

また、広川町においては、ことし7月に病院側に文書で今後の進展状況によっては脱退もあり得ると文書で伝えられております。病院側は広川町の意見を尊重し、今後も十分に議論、検討する必要があると申しておりますが、今の病院側の状況では、医療環境の急激な変化と、その対応を求められている現在、第一に地域に求められる医療は何かを考え、対応しなくてはならないと申しております。

病院側には、まず一日も早く病院の運営方針について結論を出してほしいと思っておりますが、いまだに状況が見えておりません。町としてどのような考えなのか、お尋ねします。

あとは質問席で行いますので、よろしくお願ひします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

原野議員の地域医療の中の公立八女総合病院についての質問でございます。

公立八女総合病院の今後の運営方針について、広川町としては、本年7月17日の全員協議会において皆様と再確認したとおり、平成29年9月に決定した民間移譲の考え方は変わりません。また、八女市の考え方が平成30年10月に示されてから今まで構成団体同士の必要な協議がなされないまま現在に至っておりますが、病院機能再整備検討委員会の協議は進めなければなりませんので、全員協議会で確認した内容は、皆さん方御承知のとおり、公立八女総合病院企業団へ文書で報告をしております。

その後、公立八女総合病院企業団から8月5日開催の第1回病院機能再整備検討委員会の報告を受けました。委員会設置の趣旨と正副委員長の選出、今後のスケジュールが提案されておりますが、具体的な運営方針に関する協議はされておられません。第2回は9月9日開催で、調査報告を踏まえた協議が予定されております。

この病院機能再整備検討委員会での協議内容につきましては、公立八女総合病院企業団議会終了後の10月以降に中間報告、来年1月以降に最終報告を受ける予定となっております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

6番原野利男君。

○6番（原野利男）

もう皆さんも御存じだと思いますが、3日前の西日本新聞に「公立八女総合病院と筑後市

立病院の統合再提案へ」という記事が掲載されておりました。広川町に話があつておるのかどうかわかりませんが、公立八女総合病院の今後の病院の運営方針については、先ほども言いましたように、広川町と八女市の考え方の違いにおいて、広川町は今後の進展状況によっては組合の脱退もあり得るということですが、病院側は第一に医療環境の急激な変化に伴い、地域に求められている医療とは何かを考え、対応すると言っております。病院改革ガイドラインの説明ばかりです。病院の運営方針については、なかなか結論が出てこないと思っておりますが、どのように思われるか、お尋ねします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（坂本幸枝）

公立八女総合病院運営方針についてのお尋ねですけれども、町長の答弁の中にもありましたとおり、先月、第1回の病院機能再整備検討委員会が開催をされておまして、第2回目来週月曜日の開催予定と聞いております。次回からは、この9月9日からですけれども、コンサルからの調査結果を踏まえて具体的な協議に入るといことです。結論的には早く欲しいものの、やはり慎重かつ十分に協議を重ねてほしいというふうに願っております。

また、再整備検討委員会が終了した後の今月27日には第3回公立八女総合病院企業団の定例議会が開催予定となっておりますので、企業団の議会終了後、中間報告を受けたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

6番原野利男君。

○6番（原野利男）

計画ではそのようになっておりますが、なかなか現時点では進まないと思っております。そういう中で、財政状況についてお尋ねします。

病院の今後の方針の中で、収支改善が見込まれない状況にあります。病院の建物の老朽化、それから設備の老朽化。この設備の老朽化には、更新費用として15億円要るそうです。それからまた、病院の耐震基準不適合状態による建てかえ、これもかなりの金額が要ります。さらには進展状況によっては、移転、新築による新病院へ移行するという考えです。そうすると、財政的に大きな負担が必要であると思っておりますが、財政的に広川町はどのような影響があるのか、お尋ねします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

今そういったことを再整備検討委員会で検討しようということがなされているわけですので、その報告はまだ受けておりません。ですが、広川町の考え方は、平成29年に皆さん方と協議したことからいささかも変わっておりません。

それと、一番心配いたしますのは、まだ公立病院の建てかえができる時期じゃないというふうに私は思っておりますが、そういったことも報告があるだろうと思っておりますが、そのことにより大きな負担が多分構成団体に来るだろうと思っております。そのことによって町の財政がどうなるかということをやっぴり一番に考えなければなりませんので、再整備検討委員会の結

論が出た、そして報告があった後に、その検討を皆さん方としていきたいというふうに考えておりますので、今のところ、八女市でどういう発言があらうと、どうしようと、我々の考え方は平成29年に決めたとおりでございますので、いささかも変更するつもりはございません。

○議長（野村泰也）

6 番原野利男君。

○6 番（原野利男）

町長の言われたように、私も大体そのように思っておりますが、時期がずっとずれているのは確かです。仮に早期に民間へ譲渡するなり、今後の進展状況によっては組合を脱退するなり、これが時期が遅くなれば遅くなるほど、私は財政的に不利な状況になると思いますが、時期がずっとずれても財政的に変わらないのかどうなのか、早く決断したほうがいいのか、そこら辺ちょっとお尋ねいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

病院の再整備の答えがどう出るかによって我々も考えていかなければなりませんので、今のところ、それがまだ出ていない状況でどうのこうのと言うことはできません。ただし、今言われるように、民間譲渡ということは、これはタイミングがございますので、相手もあります。ですから、我々はそれを目指していますけれども、それがいつできるのか、可能なのかということとはわかりません。ただ、組合がそういう方向にいけば、そういった相手を探すことになろうし、建てかえるということになれば建てかえることになろうと思いますが、そういったときに広川町の財政にどのような影響があるかということのを慎重に考えて、今後は対処してまいります。何回も言いますが、今のところ、そういったことは全く聞いておりませんので、答えようがございません。

○議長（野村泰也）

6 番原野利男君。

○6 番（原野利男）

公立病院の運営については、早急に改善をしていただきまして、地域医療体制の充実に努めていただきたいと思います。

これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（野村泰也）

次に、2 番丸山修二君の登壇を求めます。

○2 番（丸山修二）

2 番丸山修二です。それでは、通告に従いまして、2 項目について質問をさせていただきます。

第1 点目は、農業振興対策についての質問であります。

農業は本町の基幹産業であります。しかしながら、社会情勢の変化により、農業就業者は減少し、農業者の高齢化、後継者不足が問題となっております。農林水産省の統計では、我が国の平成17年の農家数は284万8,000戸、平成27年では215万5,000戸となり、10年間で69万3,000戸、率にして24%が減少をしております。次に、農業就業人口では、平成17年は335万

3,000人で、平成27年では209万7,000人となり、10年間で約25万5,000人、率にして37%が減少し、平成30年の推計では175万3,000人となっており、依然として大幅な減少は続いております。また、農業就業人口のうち65歳以上の高齢者が64%を占めており、農業従事者は超高齢化になっておるとい状況でございます。このように、短期間において農家数、農業就業人口は大幅に減少するとともに、担い手の高齢化が進行をしております。

本町におきましても、平成17年の農家数が776戸、平成27年では634戸と、10年間で142戸、18%の減少となっており、全国と比較すると、減少率は少し低いものの、減少は進行をしております。次に、農業就業人口では、平成17年は1,438人、平成27年では1,037人となり、10年間で401名、28%の減少となっております。また、65歳以上の高齢者は53%を占めており、本町においても担い手の高齢化が進んでおります。

また、経営耕地面積においても、平成17年から平成27年の10年間で92ヘクタールの減少となっております。畑が73ヘクタール増加しておりますけれども、その反面、樹園地が111ヘクタール減少しております。現在、ブドウ、桃、梨等の作付面積は最盛期からすれば半分以下ということで、かなり減っております。これはフルーツの町として大変な状況でございます。

このような状況の中、本町の農業振興についてどのような施策を講じておられるのか、お伺いをいたします。

次に、高齢者のスポーツ振興についての質問でございます。

この件につきましては、以前にも質問をさせていただきましたが、高齢化が進行する中、元気で日常生活ができる高齢者の育成が必要でございます。そのためには健康寿命を切に延ばすことが重要と考えて、再度質問をいたす次第でございます。

平成30年10月1日現在、我が国の65歳以上の人口は3,558万人となり、総人口に占める割合、高齢化率は28.1%となっております。平成29年4月に国立社会保障・人口問題研究所が発表しました日本の将来推計人口におきましては、総人口が減少する中、65歳以上の高齢者が増加し、高齢化率は上昇を続け、令和18年には33.3%で、3人に1人が高齢者となると推計がされております。

高齢化が進行する中で、誰もが元気で健康で暮らしたいと願っております。現在、我が国の平均寿命は男性で81.09歳、女性で87.26歳と世界でもトップクラスであります。日常的に介護を要さず自立した生活ができる期間、いわゆる健康寿命につきましては、男性で72.14歳、女性は74.79歳となっており、その差は男性で9歳、女性では12.5歳となっております。健康で生き生きと暮らすためには、この健康寿命を延ばすことが重要であります。そのためには、日ごろから体を動かし、健康な体を維持しなければなりません。

そこで、本町における高齢者のスポーツの推進について、どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

以上、登壇の質問を終わります。あとは質問席でさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

丸山議員の質問の農業振興対策についてのお答えでございますが、全国的にも農業担い手

の高齢化や後継者不足などにより農業人口は減少し、遊休農地の増加などが課題となっておりますが、農業を基幹産業とする本町でも例外ではなく、継続して取り組んでいかなければならない課題と捉えております。

現在の町農業振興の取り組みとしましては、国、県、農業関係団体との連携、農業経営の規模拡大を視野に入れた認定農業者の支援、国の次世代人材投資事業を活用した後継者不足の解消に向けた新規就農者支援、農業委員、農地利用最適化推進委員、農地中間管理機構との連携による遊休農地の利用集積などを行い、広川町の農業を取り巻く課題解消に向けた施策を行っているところでございます。

また、今年度5月に公布されました農地中間管理事業の推進に関する法律の改正により、農地所有者等の今後の意向把握や集落営農の協議の場の実施が義務化され、今後これからの地域の農業を担っていく世代への農地集積・集約化と遊休農地の縮減に向けた取り組みを進める計画としております。

これからもこれまで築き上げてこられた地域の農業、農地を引き継ぐため、地域、団体、各機関との連携強化に取り組んでまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

丸山議員の御質問のうち、高齢者のスポーツ推進についてお答えしたいと思います。

教育委員会では、生涯学習の重点課題として、町民のスポーツ活動の振興を位置づけております。現状では幅広い世代の町民が参加し、親睦、交流を深めるスポーツとして、ファミリーバドミントン大会や囲碁ボール大会などのニュースポーツを普及する活動に力を入れております。また、総合型地域スポーツクラブの活動として、スポーツ吹き矢、ヨガ、マシントレーニング、ふるさとウオークなど、さまざまなニュースポーツが行われており、誰でも気軽に楽しめ、参加できるスポーツの場を支援しております。

今後、生涯にわたって体力、興味、目的に応じ、スポーツの振興と健康づくりが一体となったスポーツメニューやイベントの推進の充実を図りたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

それでは、1点目の農業振興対策についてお伺いをいたします。

先ほど申したわけですがけれども、農家や農業従事者の減少がとまらない状況となり、農業の担い手不足が深刻となっております。担い手対策として、現在、国を挙げ新規就農者の支援を行い、その確保をしているところでございます。

本町におきましても、新規就農者の参入を支援されておるところでございますけれども、現在の認定新規就農者の人数、それから、その方たちの経営作物、年齢等についてお伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

新規就農者数につきましては、平成25年から平成30年にかけては、34名の方が広川町のほうで就農をされております。

年齢構成につきましては、20代が2名、30代が13名、40代が4名、50代が1名という状況となりまして、就農作物につきましては、イチゴが8名、ブドウ5名、梨1名、アスパラガスなどの野菜が4名と、花木等1名の就農状況となっております。

事業を活用した分については、20名の方が事業を活用されています。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

わかりました。

意欲を持って農業をされている新規就農者につきましては、安定した自立経営を到達しなければならぬわけでございますけれども、この間の経営・技術指導等についてのサポート体制ですね、これはどのようにされているのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

新規就農者の方が自立するまでの支援体制につきましては、経営や技術部門につきましては、福岡県八女普及指導センターや福岡八女農業協同組合のほうをサポートし、技術面等を随時対応していただいております。

また、町のほうでは農地の確保や、国、県の各施策等について新規就農者のほうにその施策が対応できるかというのを支援しているところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

この件は、意欲を持って農業をしたいというような新規就農者の方もおられますけれども、現実的には、ある程度の所得が上がらないと自立はできないということで、私も新規就農者の方を見ておりますと、一部の方につきましては、なかなか経営的に成り立っていくのかなというような方もちょっとおられますので、当然、技術的な面もありますけれども、やはりこういった経営的なサポートをやらないと一人前の農家にはなれないと思いますので、この点については、また県、それからJA等と連携をしていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、新規就農者につきましては、先ほど町長のほうから回答がございましたように、農業次世代投資育成事業により、就農に向けた研修に対しましては、準備型として年間1,500千円、最長2年間の交付があります。それから、自立経営を行う認定新規就農者に対しましては、経営開始型として年間最大1,500千円、最長5年間の交付がございます。

農業で生計を立てるためには、それなりの収益を上げなければなりません。新規就農者は自立するための就農計画を立てておられると思います。現在、農業経営をされている新規就農者の経営状況はどのようになっているのか、わかれば教えていただきたいと思ひます。

また、就農計画に対する実績報告等についてはどのようになっているのか、また重ねてお

伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

今の丸山議員の質問とはちょっと内容が異なりますが、JAふくおか八女のブドウ部会というものがございます。これは八女市、筑後市、八女郡で構成されておりますが、そのある地域のブドウ生産者の方が、御主人がお亡くなりになって、奥さんがブドウの栽培を今、引き継いでおられるそうですが、それが物すごくいいブドウができるそうです。いい品物、秀品率が高いと表彰を受けられるそうですが、その表彰を受けられたということで、ここで考えるのは、行政の支援はこれは必要だと私も思います。しかし、本人の資質、やる気、これが一番大事じゃないかなというふうに思いますので、やっぱり農業をやったらこうなるんだという啓発、こういったことに今後は私は力を入れていくべきじゃないかなと、今その話を聞きまして、そういうふうにとちょっと考え直さなきゃいけないなということを思っております。

今の質問については、産業振興課長がお答えしますので。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

新規就農者の経営状況につきましては、やはり先ほど町長が言われましたように、やる気のある方については所得のほうは上がっております。一つ例で挙げますと、アスパラガスのほうで年間所得5,000千円ほど上げられた方も新規就農者の中ではいらっしゃいます。ただ、やはり初期投資等の関係で、新規就農者の方については、まだ多くの方が所得が低い状況となっておりますが、皆さん、将来の目標達成、所得の向上に向けて取り組んであるという状況となります。

次に、認定農業者の金額の目標ですけど、年間所得については、担い手1人当たり4,000千円、本人が経営するのに4,000千円の所得を目標設定と……（「済みません」と呼ぶ者あり）

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

お答えになっている分については、まだ質問はしておりませんので。私が質問したのは、ちょっと一部については答えていただいているわけですが、現在、新規就農者が農業経営を開始している方もおられますけれども、そういった経営内容がどのようになっているのかというようなことと、あと1つは、新規就農者が就農計画を立てるわけです。目標という就農計画を立てるんですけれども、こういった実績報告についてはどのようにされているのか、全くないのか。やはり自分の計画で、年間1,500千円という金も出して支援をする中で、実績報告等についてはどのようになっているのかということを知りたいので、よろしくをお願いします。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

就農される方の実績報告等については、半年に1回、就農状況等を確認させていただいております。その中で、業務日誌等も内容を確認させていただき、普及指導センター、また農協さん、県のほうと一緒に、この方の経営がどのようになっているのか、そういったものを判断してサポートをしている状況となっております。1年間に2回ほどそういった会議を設けて、就農者の経営状況等の確認を行っているところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

やはり今、井上課長が言われたように、新規就農者については、なかなかそういった農業経験がない中で就農される方がほとんどだろうと思いますので、やはり綿密な指導体制というのが必要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、町長のほうからありましたように、私も60歳になって仕事を退職した後にブドウ栽培をやっております。その前は休みのときに父の手伝いという形でやっておりましたけれども、実際自分がそういった農業経営をやれば、なかなかいい品物をつくらんといかんというようなことで、試行錯誤でまだやっているような状況でございますので、やはり新規就農者の方についても、自分でいい品物をつくるという気持ち、これが一番だと思いますので、よろしく御指導方お願ひしたいと思います。

次に、新規就農者の年齢要件が今まで45歳未満ということになっておりましたけれども、今回改正されまして、50歳未満ということで緩和をされておるわけでございます。この要件緩和によりまして、就農希望の状況についてはどのようになっておるのか、お伺いします。

また、対象年齢が50歳未満と引き上げられたことにつきましてどのように考えておられるのか、重ねてお伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

今年度より事業の年齢が45歳から50歳以下に変更となりましたが、ことしに入りまして、46歳の方が1名相談に上がっていただいております。

また、この要件が変わったことに対する考え方でですけど、これは国の制度となります。要件を緩和して、さらに農業の担い手の確保、こういったものを全国的に視野に入れて変更されたものだと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

やはり国がその要件を45歳から50歳ということに引き上げておるわけですが。以前は新規就農者といえ、35歳ぐらいまでが新規就農者ということではあったけれども、これは本当に農業が危機的な状況になっているという中で、国が苦肉の策で年齢を引き上げているということではございます。これは50歳未満でもやはり意欲があれば取り組むことは十分考えられると思いますので、そういった方たちにも御指導方よろしくお願ひしたいと思います。

次に、認定新規就農者以外の担い手の確保ですね。例えば、基本的には農家の子弟が農業を継承すると、農業後継者として農業を引き継ぐというのが本当は理想的なことだと思います。以前はそういう形で全部引き継いでおったわけですが、こういった取り組みは何か講じておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

農業後継者、農家子弟と言いますけれども、そちらの方の確保推進につきましては、現在、農業をされている親の方に対して後継者がいらっしゃるかどうかが。それと、あと今後5年間とか農業の経営がどうなるかというのは、認定農業者の方たちについては聞き取りなどをして、今後の経営等について、どのようにしていくかというのは町のほうで実施をしているところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

農業に興味や意欲のある新規の就農者を確保することは、地域の農業にとっては本当にありがたいことではございますけれども、多くの若者が農業を希望するということではないわけではございます。現在、広川町では460戸ぐらい販売農家がありますけれども、私はこういった農家の経営継承推進が一番重要だと考えております。特に、専業農家の経営継承には力を入れないと、やはり今現在、専業農家については、ある程度の維持はされておりますけれども、この専業農家が後継者がいなくなるということになれば、本当に厳しいものになります。これは非常に難しい問題ではございますけれども、この件についてはどう考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

広川町のほうでは、農家子弟の確保、農業後継者のほうの確保と、あと新規就農者の確保、この両面で進めております。理由としましては、やはり農業後継者、農家子弟の推進につきましては、初期投資や設備、機械投資等の費用が抑えられるため、農業経営の規模拡大というのが図られるためだと思っております。

また、新規就農者の確保につきましても、農業担い手不足の解消、農地の継承、こういったものを視野に入れておりますので、両方で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

よろしくお願ひしたいと思います。

次に、本町の農業を中心的に担っておられます認定農業者についてお伺いをいたします。

認定農業者につきましては、農業経営基盤強化法に基づき、市町村が地域の実情に即した

安定的農業経営の目標を示した基本構想を作成し、この目標を目指して農業者がみずから作成する農業経営改善計画を市町村が認定するという制度でございますけれども、現在、認定農業者は何人おられ、また、年齢構成はどのようになっているのか、教えていただきたいと思ひます。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

今年度の認定農業者の認定状況としましては、現在、153名の方を認定しております。認定構成につきましては、20代が1名、30代が8名、40代が27名、50代51名、60代57名、70代9名となっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

わかりました。

それでは、認定農業者が作成する農業経営改善計画の目標農業所得につきましては、基本構想においては、当初、大体6,000千円ぐらいを目指しておったと思ひますけれども、現在の農業所得の目標数値はどのように設定されるのか、お伺ひいたします。これは市町村によって目標設定の金額は若干異なるわけですが、今の状況をお伺ひいたします。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

広川町では、この認定農業者の年間所得、担い手本人では4,000千円程度、家族経営では5,200千円程度に設定をしております。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

今、農業法人等の参入が全国的にはふえておりますけれども、一般的な農家の場合は家族労働が中心となっております、特に、専業農家につきましては2名から4名の方が農業従事をされておるわけです。勤労者の給与所得が大体4,300千円ぐらいと聞いておりますが、そういうことで、ある程度の農業所得の目標設定をする必要があると思ひますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

今回、広川町のほうで設定しております4,000千円の基準というのが、福岡県の年間農業所得、こちらの平均額が4,700千円となっております。こちらに広川町の他の産業の所得、こういったものを割合でしまして、年間の農業所得目標というので4,000千円という形で設定をしております。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

ちょっと今、設定の基準の考えということでお話しされておったわけですがけれども、実際、魅力ある農業を行うためには、やはり農業所得を上げないといけないと私は思っております。収入が多ければ、おのずから後継者が残っていくというようなことを思っておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

今回のこの4,000千円の設定については、あくまでも目標となります。5年後にその経営状況を確認して、その所得が上がれば、その所得からまたさらに規模拡大などをしていただき、所得向上を狙うような計画としておりますので、基本的に4,000千円ではなく、個人ごとに所得の目標というのは年々変更していくような形となっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

農家によっては、かなりの農業所得を目標とされる方もおられます。全体的な農業所得の目標の引き上げ、これはあくまでも目標ですので、認定農業者については、5年後の目標設定をする中で、いろいろな計画に対する指導等もされておりますので、さっき井上課長が言われたように、目標設定については、ある程度、認定農業者本人と協議を行って、所得が上がるような指導方をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、農業の6次産業の振興でございますけれども、生産した農産物を加工し、付加価値をつけて流通販売をし、所得の向上を図ろうとするものでございますけれども、本町におきましても、6次産業の推進を図られておるわけでございますけれども、現状の取り組みとしてはどのようなことをされているのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

現在の6次産業の取り組みとしましては、6次産業化の課題解決のためにプランナーを派遣する国の事業、こちらがありますので、こちらを活用し、全国で派遣回数が多い実績のあるプランナーを広川町に派遣していただいております。7月ごろに一回来ていただきまして、農業生産者とのヒアリングを行いまして、共販体制とかコスト、販路面の問題等がありますが、広川町の農産物を活用した商品開発を見出している状況となります。今後はあと2回、プランナーが派遣していただけますので、こちらを活用して広川町の6次産業化に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

6次産業は全国的に取り組みをされている方も結構いらっしゃいますけれども、やはり農家がみずから考えて6次産業を行うというのは、なかなか農協の共販体制とか、そういうのがありまして、非常に難しいところがあって、いいことであると、これを活用して農業所得をアップさせるという手段ではございますけれども、本当に進める中で厳しいところがありますけれども、何らかの付加価値をつけて、やはり販売するということが農家所得につながるということで、こういったプランナーの派遣をされて、農家等との協議をされているということでございますので、これにつきましても積極的に推進を行っていただきたいと思えます。

次に、先ほど申しましたけれども、経営耕地面積の中で樹園地が大幅に減少をしております。これは広川町の特産でありますブドウ、梨、桃等の果樹の作付が大きく減少しているものでございますけれども、このような耕作されていない遊休農地等についてどのような対策を考えてあるのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

丸山議員が言われるように、広川町のほうでは果樹園の耕作面積というのがやはり減少しております。特に中山間地、こちらにおける果樹園についての耕作放棄地、遊休農地等もふえてきておりますが、こちらの実際荒廃しているところを復旧というのは、現在の担い手不足の中では不可能だというふうに思っております。ただ、平たん地につきましては、今後実施する予定の農地所有者との今後の意向把握や集落営農の協議の場の実施において、必要な場所の農地利用、農地施策等、集積等に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

これも実情としては非常に厳しいものです。農地が余っていても、する人がいないと。結局、米、麦等については、これは機械化されておりますので、例えば、1人で20ヘクタールとか30ヘクタールとかつくるのは可能でございますけれども、こういった広川の特産である果樹については、やはり1つの農家での栽培面積というのは限られておりますので、今の遊休農地を有効に使うというのは厳しいものがありますけれども、やはりこれを少しでも考えないと、集落環境からすれば、放置をされた農地については草木が繁茂すると。これが結局、ミカン跡地についても現在としては山の状況になっておりますけれども、これが要するに平たん地でも今そういった荒れ地が急増しているというような状況がございます。特に、集落の環境悪化となっておるわけでございますので、集落周辺の農地管理については、草刈り管理等の強い行政指導をお願いしたいということで思っております。やめられて数年は草刈りから管理されますけれども、やはりそこから先がほったらかしというふうな状況が多くなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

農業につきましては、農作物の生産とともに、先ほど申しましたように、集落環境を保つ

ための多面的機能を有しておるわけでございます。農業が元気であることが町の活性化につながると考えておるわけでございます。農業を取り巻く情勢は厳しいものがございますが、町の発展のため、今後も農業振興に力を入れていただくことをお願いしまして、1点目の質問を終わらせていただきます。

次に、高齢者のスポーツ推進についてお伺いをいたします。

高齢者スポーツとして、以前はゲートボールが盛んに行われまして、競技人口もかなりおられたわけですが、今は衰退しているようでございます。現在、65歳以上の高齢者が行っているスポーツはどのような状態なのか、また、高齢者のどのくらいの方がスポーツ、運動を行っているのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

今お尋ねの高齢者が運動されているスポーツ団体の人数につきましてですけれども、うちの教育委員会のほうで把握しておりますのが、60歳以上ということでは把握できる部分につきましては、ファミリーバドミントンが27名、広川グラウンドゴルフクラブが55名、総合型地域スポーツクラブでは、スポーツ吹き矢9名の方が加入をされている状況です。そのほかのスポーツ団体についての年齢ごとの人数は把握していない状況でございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

高齢者のスポーツがどのくらいというのは、なかなか把握ができないところがあるかと思えますけれども、高齢者でも運動という形でいろんなことは行われているかと思えます。

次に、スポーツ庁が平成30年度スポーツの実施状況等に関する世論調査をしておりますけれども、その報告では、週1日以上運動・スポーツをする成人の割合が55.1%、週3日以上以上の割合が27.8%となっております。年齢で見ると、週3日以上運動している60歳代は34.2%、70代では46.5%となっております。年齢が上がるごとにつれ、運動の実施率が上がっておるわけでございます。この1年間に実施した運動の種目という質問の中では、第1位がウォーキングで62%となっております。その次が階段の上りおりですね、これが16%、それから、トレーニング、体操、ランニングと続いております。

特に、ウォーキングにつきましては、1人で気軽にできることから多くの方が実施をされておるスポーツでございます。市町村によっては、このウォーキングを健康対策として取り組まれているところが多くあります。例えば、2キロコースとか3キロコース、4キロコースというモデルのコースを設定しまして、これをウォーキングマップにして、中高年にウォーキングの推進を図られているというところも結構あります。これはコースや距離を示すということで目標設定ができて、普及がしやすいというようなことだそうです。このような取り組みの考えが町のほうであるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

今、丸山議員がおっしゃるように、ウォーキングというのはふえております。町内でもいろんな人たちが思い思いにウォーキングをされているのを見かけます。近くの公園内であったり、圃場整備をされた道路や歩道が整備された道路などを歩く方をよく見かけます。これについては、現在、スマートフォン等も普及してきております。また、万歩計等もございますので、そういったところで歩数や距離が表示されるような機能がついているものも多数出ておりますので、私自身も歩いておりますけど、そういったもので対応しているところです。教育委員会については、そういったマップ等の予定は今のところしていない状況です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

通常、散歩もあるかと思えますけれども、やはり散歩じゃなくて、スポーツとしてのウォーキングという形で、そういった中高年のほうに推進されることによりまして、本当に健康が維持されると思えますので、こういった取り組みは市町村でふえております。それで、何かを示すということで推進が図られるということで、これについては、そういった実施されている市町村等への視察等もされて、取り組みを検討していただきたいということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、生活習慣病の予防のためには、有酸素運動が少なくとも30分、できれば毎日行うことが推奨されておるわけでございます。高齢者の健康対策につきましては、スポーツ、運動ですね、これが大きくかかわると思えますが、今後の高齢者健康対策に高齢者のスポーツを取り入れることが重要と私は考えておりますけれども、どのように考えておるのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

教育委員会においては、高齢者に限ってではございませんけれども、軽スポーツの振興ということで考えております。今後、スポーツ推進委員の地域の皆さんの協力を得まして、対象年齢というのは限定はしておりませんが、当然、高齢者もその中には入りますけれども、行政区のサロンにも取り入れられるようなニュースポーツ研修会を今年度中に予定をしているところでございます。この研修会を実施する場合は、地元の区長さん、分館長さん、民生委員さんの協力をいただいて行う予定であります。内容としてはまだ決定をしておりますけれども、ニュースポーツとしましては、パラリンピックの正式種目になっておりますボッチャですとか、バスタボー、2人1組となってバスタオルでソフトバレーをするようなもの、それとか風船バレー、バレーボールが風船ということですね。気軽にできるようなスポーツということで、そういったものを考えているところでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

高齢者の健康対策ですね、それから高齢者の福祉ということで、いろいろ関係するわけでございますけれども、福祉課、住民課のほうではどのように考えておられるのか、お伺いを

いたします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（坂本幸枝）

住民課の健康係では、健康寿命を延ばすための取り組みを現在しております。前回の6月議会においても説明を申し上げましたとおりに、今年度よりさまざまな新規事業、拡大事業に取り組んでいるところです。その中の一つの新規事業としまして、7月から運動ジム事業を現在実施しております。この運動ジム事業ですけれども、一人一人に合った専門家のアドバイスを受けながら、運動ジムを活用して運動習慣というものを身につけるといったことが目標となっております。これは一人一人、やはり膝が痛い方、腰が痛い方、いろいろいらっしゃいますので、専門家のアドバイスというのが一番必要ではないかというふうに思います。高齢者だからといって、すぐ運動をする、何でもかんでもということではなくて、こういうところに専門家の力が入るといったことが必要ではないかと思っております。

広川町民の運動量が少ないというのは結果として出ておりますので、健康寿命の延伸のために、食生活の改善だけではなくて、運動が必要であるということをご皆さん認識していただいて、事あるごとに健診とか結果説明会の折には伝えてきております。

その結果なんですけれども、この運動ジム事業を始めて2カ月ですが、毎週土曜日の午後に予約をとっておりますけれども、本当に予約がいっぱいということで、予約がとれないというふうな好評をいただいているところです。この運動習慣を身につけていただいた方が、ことしの血液データの結果と次の来年度の血液データの結果の比較がいい結果として出ればいいかなというふうに期待をしているところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

福祉課におきましては、高齢者対策に関する事業では、現在、先ほどお話がありました高齢者の生きがいと健康づくり、閉じこもり予防としまして地域サロン活動を地域で実施しております。現在、町内22カ所、地域サロンがございますが、サロン活動の中でもスポーツという形でスカットボール、スポーツ吹き矢、囲碁ボール、卓上カーリング、輪投げ、ダーツなどを実施されてあるところです。また、長寿健康事業として、貯筋体操をはなやぎの里で週1回やっております、椅子に座ったままできる運動教室ということで行っております。

その他、今年度の新規事業としまして、地域通いの場支援事業というのを実施しております、これは高齢者の転倒、骨折や筋力低下の予防として、昨年度から支援しています、養成しています介護予防サポーターによる健康体操、レクリエーションによって介護予防に努めたいということでやっているところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

高齢者の健康対策ということで、スポーツ、運動を取り入れた取り組みということで現在

進められております。また、データのどのかなというところで結果を楽しみにしておるところでございますので、今後とも推進方よろしくお願ひしたいと思います。

ときに、国におきまして平成23年度にスポーツ基本法が制定されておるわけでございます。この中で、「スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。」ということを示されておるわけです。福岡県におきましては、平成26年に県のスポーツ推進計画が作成されております。これを受けまして、市町村においては推進計画を定めるよう努めるとされておりますけれども、現在、県内の市町村でどれくらいの推進計画が作成されているのか、また、本町において作成の考えはあるのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

スポーツ推進計画についての御質問ですけれども、現在、広川町においては、スポーツ基本法に基づいた単独の地域スポーツ推進計画は作成しておりませんが、町の第4次総合計画には生涯スポーツの振興を基本施策として定め、町民の皆様それぞれの体力や年齢に応じたスポーツ活動を行える環境づくりに取り組んでおるところです。

他市町村の状況につきましては、把握をしていないところでございます。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

これは県内の市町村では、特に市ではスポーツ推進計画を今どんどん作成をされております。把握できないということで、これはすぐ把握はできるかと思っておりますので、こういうのを把握したところで、やはり町では生涯スポーツということで基本的な構想がございますので、これはぜひ取り組みをされるようによろしくお願ひしたいと思います。

生き生きとスポーツを楽しんでいる高齢者は、健康になるだけでなく、生活の目標ができたり、人との交流がふえたり、生活習慣病の予防になるなど、いろいろな効果があるわけがございます。町では健康寿命を延ばすための取り組みが進められておまして、高齢者が生き生きと元気で生活するために、今後とも積極的に高齢者のスポーツ振興を図っていただくことをお願ひしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村泰也）

暫時休憩いたします。10分間の休憩といたします。

午前10時39分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番池尻浩一君の登壇を求めます。

○5番（池尻浩一）

5番池尻です。要旨事項に沿って進めさせていただきます。

まず、ふるさと納税についてです。

広川町では、地元産の商品、産物のPRを中心に行い、過剰な競争をやらないということ

で進められてきました。本来、国が進めるべきところから集めて地方への交付税として分配すべきお金を地方努力という形で始められ、いまだ規制変更や指導ありきで続けられています。過剰な競争に参加しないのは好感が持てるにしろ、本来、公平に分配される交付金等の差が大きく広がっている状況でもあります。いただけるべき税金を努力不足という形でいただけていないというのは、やはり住民としてもおかしいのではないかという疑問もいただいています。まず、ふるさと納税の町の現況はどうなっているのか、伺います。

また、返礼品の規制がなされましたが、周辺自治体もふるさと納税の取り組み改善等をなされ、著しい伸びをしているところもあります。今後、広川町の取り組みの考えはどのようなか、伺いたいと思います。

次に、税の滞納状況についてです。

滞納については、いろいろな状況の中、払えない時期などがあるのは理解できますが、これが最終的に欠損となると住民不満が出てくるようになってきております。欠損とならないよう催促、勧告、差し押さえなどの取り組みがなされていると思いますが、その徴収状況はどのようなか、また、滞納防止のための対応、対策について伺いたいと思います。

3つ目、2020年度から小学校のプログラミング授業が必修化となります。具体的な内容はまだ文科省から示されていませんが、それに対する町の状況はどうなっているか。ICT整備がどのように行われているのか、また、どういった取り組みで行うのか、その方向性や考え、授業時間の確保が難しいとなっている中、どう対応していくのか、伺いたいと思います。

あとは質問席にて答弁いただきたいと思います。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

池尻議員のふるさと納税の現況についてのお答えでございます。

広川町のふるさと納税は、平成28年度に13,600千円の寄附となりましたが、平成30年度では7,360千円と減少傾向にあります。平成29年度の総務省通達により一部返礼品の割合を3割以内に見直す必要があったことから、返礼品のイチゴを価格が安定した1月10日からの発送としたため、希望される寄附者が減少したことが大きな原因と考えます。近隣の市町では、寄附額をふやそうと返礼品の充実や新聞、雑誌、インターネットを利用したPRなど努力されたことにより増額している自治体もあります。

広川町では、ふるさと納税を特産品開発による地域活性化や地方の貴重な財源確保と捉え、全国的に広川町の魅力をアピールするため、特産品の久留米かすりや、イチゴ、ブドウ等の青果物のPR強化を図るとともに、返礼品の新規開拓を行っています。また、9月より委託業者を変更し、ふるさと納税ポータルサイトをふやして、ふるさと納税の増額に努めてまいります。

次に、税の滞納状況についてのお答えでございますが、令和元年5月末現在における町税の滞納額は59,146,343円となっており、平成30年5月末現在と比較しますとやや減少しております。

不納欠損額については、滞納者の状況に基づいた事務手続によりやや増加となっております。

次に、滞納者における差し押さえ、徴収の状況ですが、新たな滞納の抑制を図るために、

督促状、催告書を発送するとともに、貯金、保険、給与、太陽光の売電収入等の差し押さえ、財産調査に基づき自宅などを検索し、動産の差し押さえを行っております。

平成30年度に差し押さえた結果は477件で、17,816,875円となっております。

うち滞納者宅の搜索を県の特別対策班と合同で13件実施、動産82品を差し押さえしております。2回の合同公売会、町単独によるインターネット公売により64品を公売し、159,439円を滞納額に充てております。

滞納における対応、対策につきましては、各税の納期限ごとに納付がされていない場合は、督促状の発送により納付されていないことを通知し、納税を促しています。また、現在までの滞納額、督促手数料及び延滞金を記載した催告書を発送し、完納されないと差し押さえをする旨の警告を発しながら納税を促しています。

これらの通知で滞納者との接触を図り、一括納税及び分納誓約などにより滞納額の減少に努めておるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

池尻議員御質問のうち、小学校のプログラミング教育についての御質問にお答えしたいと思います。

プログラミング教育につきましては、学習指導要領の改訂によりまして、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度からプログラミング教育が必修となっております。プログラミング教育とは、ただ単にパソコンを使った授業を指すのではございませんで、プログラミング的思考を育む授業を行うことも含めております。

小学校においては、算数、理科、総合的な学習の時間の中で、また、中学校においては、技術・家庭科の中でプログラミング体験をしながら、論理的思考を身につける学習活動を行うことが求められております。

広川町では、新学習指導要領の例示を参考にしまして、4年生から6年生においては、フリーソフトを活用して総合的な学習の時間で行う予定でございます。中学校においては、技術・家庭科でプログラミング学習を行う予定でございます。それぞれ試行を行ってございまして、来年度は本格的に実施する予定です。

I C T環境の整備につきましては、昨年度末に小・中学校のパソコンの入れかえを行い、最新のパソコンが1人1台使えるように配置しております。中学校はタブレットパソコンを配置し、教室に持ち運びができるようにしています。そのほかにも、今年度、電子黒板や実物投影機を増設し、各教科の授業に十分活用できるようにしております。

L A N環境については、全学校のパソコン室にL A N設備を整備し、インターネットの利用や相互のやりとりができるようにしております。ただ、無線L A Nについてはまだ整備ができておりませんが、今後の設置を考えております。

プログラミング教育に関する町の方向性や考え方については、今後、国の動向を見きわめながらI C T環境のさらなる整備を進めてまいります。パソコン教室に加えて、タブレットパソコンを学習に活用できるようにしていきたいと考えております。そのためには、各教室に無線L A N整備もあわせて行っていく必要があると考えます。

また、各学校にICT支援員を配置し、プログラミング学習の授業支援をしていく必要もあると考えております。

今後、国の動向やプログラミング教育の現状をチェックしていきながら、ICT環境の整備とカリキュラムの充実を進めていきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

5番池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

まず、ふるさと納税の件ですけど、ちょっとやっぱり残念な結果であるという内容だと思います。周辺の地域の状況から言わせてもらえば、筑後市でも平成28年度が77,210千円、平成29年度で145,600千円、まだ決算が出ていませんけど、平成30年度は210,000千円近く筑後市でもあります。この辺のところになりますと、人口比とか、市を出た方からのふるさと寄附金という形がもちろん多くなるのは仕方ありませんけれども、大刀洗、大木等と比べても、大刀洗でしたら、平成28年度が83,080千円、平成29年度でも574,600千円、その近くを大刀洗は行っております。ここは早くからの取り組みでいい結果が出ているものと思われましょけれども、大木町においても、平成28年度が71,200千円、平成29年度が114,620千円、ちょっとこれはまたいろいろありますけれども、平成30年度は14億円という、ちょっと自分でも、老眼も入っていますけれども、パソコンに目で疑うような数字が出ております。これは6月の定例会でも大木町からは一般質問等で、どういった取り組みがあったのかということ議員さんからも出ていますけれども、これに関しては、答弁にもありましたとおり、ポータルサイトの活用によるものが大きいかと思います。

やはり金額を見ても、当時は野田聖子総務大臣でしたかね、これは自治体が工夫して競争する発想を植えたことに意義があると、ふるさと納税のやり方にありますので、金額が伸びていないということは、これは逆に考えて、広川町が工夫して競争する発想をやっていないのかというような考えにもなるわけですね。町としてこの状況をどう考えていらっしゃるのか、まず、この伸びがない、逆に減少しているという取り組み意識について町の考えを伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（藤島達也）

先ほどの町長答弁にもありましたように、ふるさと納税額が減っている状況にあります。これにつきましては、平成29年度の総務省通知によりまして返礼額が30%以内にとということで、今まで12月にイチゴのほうを発送していたものを、30%以内に抑えるためには価格が安定した1月からの発送じゃないとちょっと無理だということで12月発送を1月10日からの発送に変えたというのが、やっぱりイチゴが返礼品の中では人気でございましたので、そちらのほうの原因であるかと思っております。

それで、納税額が減っているということで、町としましてもこれはふやしていく努力をしなくてはいけないという考えでございますので、ことし3月に業者の選定といいますか、プロポーザル方式で業者を変更するというのでやりまして、先ほど言われましたように、ポータルサイトがふるさとチョイスの1本でございましたが、今度9月から変更いたしました

たが、新しい業者ではふるさとチョイスに加えまして楽天市場のほうでのポータルサイトの2つの窓口でいくという考えであります。そのようなことでふるさと納税額をふやしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

まず、業者の変更と、いろんなまた新しい商品が生まれてくることかとは思いますが、そういうPRですね、町の産物をまずPRしていくことから始めようと。でも、寄附が少ない。これは結局、見る人が少ない、求めているということにつながるんですかね。よろしいですか。結局、寄附が少ない、注目が少ないというところで寄附が集まってこないということにつながっていきませんか。特に今商品を変えたからといって、正直、広川町の季節の果物、また、かすりの小物、また、すだれとかを商品化されています。これを見るに当たっても、非常に人気がありますし、内容もいいです。また、筑後では何でこれだけの額があるかということで、ちょっと伺ってみたところ、この中の55,000千円はあまおうで占めていますと、また、次に人気があるのはシャインマスカットと言われています。結局、フルーツの町広川として売り込んで、もっと本当は売り込んで人気にならなければならない部分が、逆に筑後市があまおうだけで55,000千円と、広川で総額10,000千円と、その差というのは、別に商品自体をのぞいた人が選んでいるとまで言わないんです。中身は届いてみらにやわからないわけですから。ましてや届いた商品で広川産が負けていることというのは、まずあり得ないと考えております。

そしたらまず、業者選択も当然必要でありますし、今後、選ぶ側の選択肢がふえるというのももちろん非常に大切なことでしょう。だから、PR、売り込みが圧倒的に足りないんじゃないかなとも思っております。

ポータルサイトも変更とか考えられますけど、ポータルサイトの変更、また、そういうPRのやり方というのをどのような状況でやっているのか、そこをちょっと重点的に聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（藤島達也）

現在のふるさと納税につきましては、広川町のホームページから行く場合は、ホームページのふるさと納税のところを選んでもらって、それからポータルサイトのほうに行くような仕組みになっております。あと、ポータルサイトにつきましても、今度ふやすわけですけど、今、池尻議員が言われたように、今までPR不足ではなかったのかなということで、ふるさとチョイスとかをあけてもらって、そこからどこの商品がいいかというのを選択してもらうような方法でございましたので、今回はポータルサイトをふやしまして、今度の業者につきましては、商品の載せる画像ですね、そういうのを自分のところで、よりおいしく、よりいい品物に見えるような撮影の仕方などをやって、それでふやしていくというような提案もございましたので、そちらのほうで対応しておりますが、池尻議員が言われるように、今後PRの方法を考えていく必要があるかと思っております。

○議長（野村泰也）

5番池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

ちなみに、ポータルサイトはどのようなところをされているのでしょうか。人気のポータルサイトとしては、ふるさとチョイス、これは以前からしてあったと思いますし、全国100%をカバーしているサイトでありますから、これは当然使われているかと思います。また、次に人気があるのがソフトバンクが出しているさとふる、また、ふるなび、JTBが出しているふるぽ、それから楽天、ふるさとエール等がありますけれども、どこを選んで、どのようなところにポイントを置いてされたか、ちょっと伺います。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（藤島達也）

現在までふるさとチョイスだけの一つの窓口となっておりましたが、今回は楽天市場のほうもふやすようになっております。今まで楽天市場で買い物をしてある方はわざわざふるさとチョイスのほうまであけて見られないだろうということで、楽天市場で買い物をしてある方が楽天市場のほうのふるさと納税のサイトをごらんになって、またそちらのほうからのふるさと納税もふえるのではないかということで、今までのふるさとチョイスに加えまして楽天市場のほうを今回、9月1日からふやしておるところでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

楽天選択も本当にいいことかなと思います。自分も楽天のホームページでいろんなお酒と取り寄せ購入するときに、それを選択したら自動的にふるさと納税のところに入りますので、安く自分が個人的に買った上でそういうふるさと納税にも、どこかちょっと覚えていませんけど、自動的につながるのは、それもいいことだなと思っていますし、そういう楽天のホームページから取り寄せで広川町の産物が出てくるのは非常にPRにつながるかと考えますけれども、大木町、筑後市においても3カ所ぐらいポータルサイトを出しているところもあります。また、大木町が著しく伸びているのも、まずサイトのホームページですね、そこに掲載していただいたから、これが圧倒的に大きかったと言われますけど、その辺までの取り組みというのは、各ポータルサイトに対して依頼とかの動きはしているのでしょうか。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（藤島達也）

今、池尻議員が言われたように、うちが平成28年度に13,000千円ほどのふるさと納税でございましたが、そのときに初めてふるさとチョイスのポータルサイトを活用したんですけど、そのときにふるさとチョイスのほうの、それこそ上のほうに掲載していただいたということで平成28年度がふえていると思っておりますので、そういうふうな取り組みもしていかなくてはいけないと思っています。

あと、先ほど言われましたように、大木町が災害支援のほうでのお手伝いをしたというこ

とでポータルサイトの一番前面に出されたということで、支援のほうの金額はそんなになかったけど、大木町のふるさと納税がふえたということですので、やっぱりポータルサイトの前面に出すことが一番必要かと思います。今後、業者とまた話しまして、なるべく楽天とか、ふるさとチョイスについてもよく見えるようなところに掲載していただくように依頼したいと思います。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

そしてまた、業者選択、新たな商品選択、そういうものが選ばれてくるとは思いますけど、その辺も具体的にちょっと説明していただいてよろしいですか。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（藤島達也）

今度の新しい業者でございますが、こちらのほうもいろいろな返礼品の調査等もやっています。今回からふやそうと思っておりますのが、久留米かすりの反物とか、あと、養鶏場の卵とか蜂蜜、鹿田産業のすだれとか、あと、JAの米あたりも結構人気がありますので、米を1回の寄附に対して6回ぐらいに分けて返礼品で送るとか、あと、季節の果物として、1回のふるさと納税に対して、3月はあまおう、6月は桃、9月はブドウとか、そういうふうにして返礼品を送っていく、そういうことを考えております。

また、JAふくおか八女と人気の返礼品のあまおうにつきましても、出荷に今まで限度額がありましたので、そちらのほうもふやしていただくように決まっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

寄附する側の目的として、広川町も安心して暮らせるための事業、地域産業振興のための事業、文化及びスポーツの振興のための事業、健康に暮らせるまちづくり、また、ほかの地域では災害復興のための目的とした事業に寄附していただきたいという選択科目がありますね。その中で、また、寄附する側としても、できるならきちんとした目的で寄附したいというのは間違いなくあるはずで、わからないときはオープンに、商品目的なら特にオープンな方もいらっしゃると思いますけれども、そういう目的のふやし方、明確な目的アピール、そういうのを町としても考えることはないのか。

今、人気があるとしたら、クラウドファンディング、資金調達というのも目的としてあります。地域おこしや若者の企画起業達成のためのやり方とか、伝統文化の維持とか、そういう目的のために使いたいと。しかも、町の若い者がそういうことのために使いたいと、そういうためにふるさと納税からお願いできないかということがありましたなら、明確にそういう目的で、獅子舞の伝統文化もきちんと守らせたいので、そういうところにも予算調達をしたいと、そのためにきちんと町の目的として出していただけてふるさと納税を使いたいと、そういうことでしたら、もちろん地元の出身の方はそちらにという意識を向けられるんです

ね。ですから、町としてもいろんな寄附方面への目的というのを出していくべきかと。ほかの地域では出しているところもたくさんあります。そういう意識とか考えというのは町としてはないのでしょうか。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（藤島達也）

ふるさと納税をしていただいた方に、おたくの納税につきましてはどういうふうなことに活用してよろしいですかというところで欄を設けております。

先ほど議員が言われましたように、子供たちの育成事業ということで、ふるさとの子供たちがすくすくと育ち、安心して暮らせるための事業とか、2番目でしたら、地域振興事業として、ふるさとの地域産業振興のための事業、3番目としまして、文化・スポーツ振興事業ということで、文化及びスポーツの振興のための事業、あと4番目に、健康に暮らせるまちづくり事業ということで、ふるさとの人々が生き生きと健康に暮らせるまちづくりのための事業、5番目が、その他ふるさとの発展のための事業というのを出しておまして、あなたのふるさと納税のこのお金はどれに使ってよろしいですかみたいなどころをつけさせて、その項目ごとに今積み立てがされておるところです。

今年6月ですが、この中で、子供たちの育成事業ということで、チルドレンズパーク事業のほうに24,000千円ほど活用させていただくということになっておるところでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

基本的には、町のためにそれはオープンに使ってくださいというところの項目からまず入ってきて、町が使用目的をその後決めてという形かと思いますので、やはり今度、広川町は出身の方からの寄附でこういうものやっていたいということを明確に出して、そこに寄附を集めるというのも一つの形ではないかなと思っていますし、今そういうのが人気といいますか、そういうところに寄附が出されているところもあります。広川町でもそういったところを考えていただいて、やはり本来もらうべき交付金が、微妙なところでもその商品がいいとか、そういうところに偏っていくのを見過ごしていくのも住民感覚としては不満が残るところかと思いますので、改めてふるさと納税については町も本腰を入れて頑張りたいと思います。

では、税金の滞納状況に移らせていただきます。

まず、税を滞納する人の状況というのは、単純に生活困窮者が多いのかというイメージが一番強いですがけれども、その他の理由としてどのような状況が実際あっているか、伺いたいと思います。

○議長（野村泰也）

税務課長。

○税務課長（野中洋太）

滞納の理由といたしましては、特に税務課自体で把握しているわけではございませんけれども、まず、税につきましては、適正な課税標準額に基づきまして課税しておりますので、

特に特段の事情があつて滞納されてあるわけではないかと思ひます。

ただ、滞納額が少ない方についてがほとんどでありまして、口座引き落としの漏れであつたりとか、軽自動車については車検を受ける前の状況であるからといつて滞納される方が多いかと思ひれます。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

滞納までいかないですけど、まず事前申請による減免というものもあるかと思ひます。こういうものについては、事前に生活保護受給者であるとか、困窮者で援助を受けているとか、会社の倒産や解雇により収入が少ないとか、災害による被災者、広川町は被災者がどうかと思ひますけれども、こういう事前申請による減免というものは町では行われているか、申請者があつているか、伺いたいと思ひます。

○議長（野村泰也）

税務課長。

○税務課長（野中洋太）

税の減免制度につきましては、まず課税を行った上で減免を受けたい方が申請されるような内容になっております。また、先ほど池尻議員がおっしゃったように、まず、生活困窮者の方の減免が主体となっております。次に、災害における減免、この2つが広川町における大きな減免の方たちとなっております。平成31年8月末現在で37件の方が固定資産税、それから住民税の減免を受けてあるような内容になっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

滞納状況とか欠損状況を質問したところ、やはり町もかなり厳しい対応で行つているということがまず確認できましたので、プライベートなところもいろいろとありますので、余り深く聞けませんけれども、予算で税を組んで公平に使うことを意識していますが、やはり徴収に当たつても、住民の方にしては、自分はこんなに頑張つているのに、税金を払つてヒーヒー言つているのに何で払わないでいい人が出てくるのかと、そういう具体的な内容を理解されているのかされていないのかという状況の中でも、やはり徴収に当たつても公平性のあるように取り組んでいただきたいということが今回の質問の趣旨でしたので、今後も毅然とした姿勢で徴収に当たつていただきたいと思ひます。

では、プログラミング授業について質問を移らせていただきたいと思ひます。

教育長の答弁でありましたとおり、プログラミング授業といひましても、単純なパソコンの技術を覚えるわけでもありません。ただ、小・中学生がスマホやパソコン、インターネットを自由に扱えるようになり、この扱い方が間違つていないか、また、今後そういうプログラミングという意識の中で論理的考えの育成、自分の目標実現のためにどのような考えで、どのような動きをして、どのような組み合わせで実現できていけるか、そういうのが必要になってくるかということをおぼせるためのものだと思ひます。

まず、ICT環境の整備にいたしましても、もともと広川町はかなり率先して予算を組んでいただいている地域だと思っております。

2013年の教育振興基本計画において、目標は教育用コンピューター1台当たり3.6人、3.6人に1台まず配備してほしいと、電子黒板、投影機などの整備においても進めていただきたい、超高速インターネット、光回線及び無線LANの整備率を100%にしてほしい、これが目標としておりましたが、2016年には改正はされていませんけど、現実的なアンケートとして、コンピューターは6.2人に1台でよかろうと、電子黒板も整備しているのは21.9%と、投影機も42.8%と、校内LANとかは87.7%、無線LANにおいては26%と、こういう状況においても、広川のほうは、無線LANについては別ですけど、十分な内容で進められていたと先ほどの回答で感じました。

2017年の最終まとめになると、1人1台が望ましいけれども、現実的にはこれは無理だと。3クラスに1クラス分の、要するに3人に1台ですね、そういう感覚で使えるようにすればよろしいんじゃないかと。一斉授業をしないで授業間隔を回して全員が使えるように、授業に差し支えないようにという形で進められればよいという形になっております。

また、これに関しても本当に整備が広川町はされているということで認識したいと思えますし、今後も無線LAN等については学校のみならずとも町の各観光地や行政の要所要所に配置していただけるといいなとも感じながら、逆にお礼を言いたいぐらいの内容でもあると思います。

今後の指導者についても、先ほど答弁の中にもありましたけれども、育成なり研修なりが必要になってくると思いますがけれども、実際のところ、現段階でもすぐ来年度にある程度対応できる、その取り組みができるという状況には指導側としてはあるのでしょうか、そこをまず一つ。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

指導者についての質問だったと思えますけれども、ICTの指導者の確保についても、プログラミング教育が始まったら4校に1人ということで、文科省のほうでは目標値ということでされております。広川町では現在、業者のほうに委託をしております、ICTの講師を月1回程度学校のほうに配置をして、パソコンを使った授業の支援と学習教材作成等を行っております。

今後につきましては、プログラミング教育の授業支援を中心に専門的な知識を持った人が必要になってきますので、そういった人から授業における機器のサポート等の支援を行っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

また、授業時間についてですけど、答弁の中には、やはりありました。プログラミング授業というものの考え方によって、ほかの授業とミックスしてやっていくという答弁をいただきましたけれども、さきにも道德教育を入れなさい、英語教育も入れなさいと、本当に授業

時間というのは厳しい状況になってきておりますし、また、論理的な考えをほかの教科にまぜていくにしたって、やはりその時間のプラスアルファというのは若干ふえていく状況かと思えます。現在の時間のとり方、特にプログラミング授業をどんどん取り入れていきなさい、また、本格的にパソコンとかタブレットを入れていく、ふやしていくということは、それを現実的に使いなさいというふうにもなっていくものと思えます。その時間増を現段階でどう考えてあるか、どう対応しているか、伺いたいと思えます。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

プログラミング教育が始まりましたら、当然、授業の中に入れていきますけれども、今実施しております各教科の学習指導要領に記載されております内容の中で授業を行っていきますので、新たにプログラミング学習の時間を設定することはございません。現在は小学校で算数、理科、総合の時間の中で行うこととされております。中学校においては、技術・家庭科の中で行うということで予定をされておるところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

順次また国、県の要求がふえていって、内容変更等の取り組みもあるかと思えます。教育長の先ほどの答弁の中でも実際ありましたし、ただ、この地区で取り組みがおくれるということは、この地域で育ていく子供たちの損となり、最終的には住民の損ともなります。

何度も言いますけど、ICT機器の取り組みというのは広川町は本当にありがたいことで進んでいますから、その辺は安心できますけれども、また取り組みとか、指導者の不足とか、時間の不足とか、そういうことがないように今後もお願いして、質問を終わらせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（野村泰也）

次に、12番江藤龍彦君の登壇を求めます。

○12番（江藤龍彦）

12番江藤です。今回は1項目についての質問を出しております。住民の所得と住民税についてであります。

質問の趣旨としましては、最近の広川町民の暮らし向きがどのようになっているのか知りたいということでもありますけれども、全国的に見ると収入はふえずに厳しい状況にあるとの見方があります。そのような中で町はどのような状況にあるのか、ぜひ知っておきたいと思うし、このことは町としても当然つかんでおくべきではないかと考えております。

所得税については、主に国の所管だろうと思えますので、町の個人住民税を見ればある程度住民の収入や所得の大体の傾向が把握できるのではないかと思いますので、質問を出しております。

質問前の前置きですけれども、政府は来月10月からの消費税引き上げに進もうとしております。私は消費税というのは最も不公平な税制だと思うものであります。今、年金暮らしの方にとっては減少傾向にあります。また、働いている方の収入もふえないという中で消費税

を引き上げるということは、日本経済のますますの冷え込みが予想されます。しかも、今回は複数税率となりまして、消費者にもわかりづらい、そして、負担増加がもちろん来るわけですが、中小の業者にとってもこの複雑な税制による経理事務の負担の増加など経営がますます厳しくなっていくのではないかと予想されます。

本議会に町の公共料金引き上げの議案も出されているようですが、これも住民生活を直撃するものであります。

消費税の引き上げによって国は収入が5兆円から6兆円ふえると言われていています。これは全国の1世帯当たりにしみますと約80千円の負担増加となることが試算をされております。

消費税については、これまでずっと国は高齢者対策など福祉予算に充てるためと言い続けてきましたが、果たしてそのように使われてきたのかどうか、疑問であります。現在、収入格差が広がってきているとか盛んに言われます。生活保護世帯は100万世帯を超えております。今後ますますふえることが予想されます。

次に、最低賃金の制度でありますけれども、901円の水準で計算しますと、1日8時間、年間で1,800時間働いたとして計算しますと、年間収入は1,620千円にしかなりません。国民の所得を引き上げるためには、最低賃金の大幅引き上げとともに、中小企業の支援策として税や、あるいは社会保険料の負担の軽減が求められると思います。

日本国憲法には、国民の義務として、第30条に納税の義務があるとしております。今、国民は毎日毎日、消費税をはじめとする税金を払っております。脱税は当然だめでありましてけれども、払わなくてもよい税金を払う必要はありません。節税は国民として当然のことであると思います。

町民の暮らしがどのようになってきているかという場合、1つには所得がどうなっているかだと思います。所得水準の状況はどうか、また、どのような所得層がふえているのか減っているのか、質問をしたいと思います。

地方公共団体としての広川町は、住民の福祉の向上、福祉の増進を図るという大切な役割を担っております。住民サービスの低下は避けなければならないと思います。町の財政状況が厳しくなっているということは以前から言われてきたことで、誰でもある程度の理解はしております。しかし、住民こそそれ以上に厳しい状況があるのではないかと考えます。

国は消費税を10%にすることで収入はふえるわけですが、何に使うのか。軍事費に使うのか、あるいは大企業への減税に使うのか、非常に疑問であります。

次に、税の申告につきましては、会社員や公務員などは年末調整が行われておりますので、それでほぼ終わるわけですがけれども、その他の人たちは申告をして所得税額を計算して確定することになると思います。この申告の中に所得から控除される障害者控除というのがあります。本人が障害者手帳を持ってあれば、当然控除されるわけでありまして。問題は、介護保険の要介護認定者についてであります。国としても、要介護認定者については障害者とみなして町が認定をすれば障害者控除を受けられるということになっております。本人はもちろん、配偶者や扶養親族も対象になりますので、納税者は当然活用すべきであると思うし、町としても大いに周知を図ってほしいと思いますが、この点についてはどのように対応しているか、伺いたいと思います。

以下は質問席にて続けたいと思います。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

江藤議員の質問の住民の所得と住民税についてのお答えでございます。

平成27年度から平成31年度の住民税課税状況調べでは、住民税の総所得金額は、平成27年度19,735,076千円、平成28年度20,370,629千円、平成29年度20,754,317千円、平成30年度21,477,125千円、平成31年度21,706,654千円と年々増加しております。

納税者数もこの間に493人増加しており、総所得金額を納税者数で割り戻した1人当たりの所得もふえております。

次に、所得階層についてですが、課税標準額が2,000千円以下の階層、2,000千円を超え10,000千円以下の階層、10,000千円以上の階層の3つの階層における1人当たりの総所得金額は3つの階層ともほぼ横ばいで推移しています。

また、納税者の割合では、2,000千円以下の階層の割合が減少し、他の階層の割合が増加していることから、住民の方の総所得金額はふえていると判断できます。

次に、申告の状況ですが、毎年2,700人を超える方が税務課申告会場で申告され、税務署の申告会場でも2,100人を超える方が申告されております。

最後に、要介護認定者の障害者控除認定についてですが、税申告の受け付け時に申告者及び扶養者に障害者控除の履歴がある方については障害者手帳の有無を確認し、手帳を持っていない方については申請により福祉課が発行する障害者控除対象者認定書に基づき障害者控除が適用されることを説明、申告書に提示、添付されることで適用しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

町のほうでも申告時に2,700名程度の申告者があるということで、本当に町の事務としても大変な苦勞をされていると思います。また、税務署で申告をされる方もあるということで、私も還付申告は割と早くからできますので、やはりそういう方もあるんじゃないかと思いますが、今、課税標準額で総額で平成27年度から答弁をしていただきましたけれども、年々これがふえているという状況が今数字で出されておりますけれども、さっき登壇して言いましたけれども、全国的に見ると国民の収入、所得というのは減少しているんじゃないかというふうに盛んに言われるわけですよ。ということは、広川町は全国から見ても異常とは言えない、何かすばらしい状況にある町なんですかね。そういう認識でいいんですか。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

一般的に言われる賃金の問題というのは、名目賃金と実質賃金ということで、今下がっていますという報道がなされている部分については、物価上昇率を加味した実質賃金ということの傾向が強いと思います。ですから、そのことと広川町の今の説明というのは、一つの物価水準とか物価の動向を加味したものではなくて、いわゆる名目の賃金に相当する数字ですので、単純に比較して広川町云々ということをお今回の答弁だけで言えるということにはならないと。ただし、下がってはいないということですので、あるいは納税者もふえているとい

うことですので、いい環境の中にあるということは言えるんじゃないかならうかと思います。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

物価なんかを加味しますと、やはり広川も全国平均に並ぶような数字ではないかという考えでいいですかね。

それと、所得の階層についてですけれども、3段階に分けて今述べていただきましたが、2,000千円以下の所得、2,000千円から10,000千円、それから10,000千円以上という3段階においては、この数がこの数年を比較してどのように動いているかというのがわかりますでしょうか。

○議長（野村泰也）

税務課長。

○税務課長（野中洋太）

納税者の方の推移で申し上げますと、2,000千円以下の金額の方が平成29年度では6,390名の方がいらっしゃいました。2019年度では6,326人と減ってきております。割合で見ますと、平成29年度は78%の方が2,000千円以下の金額の階層にいらっしゃいましたけれども、今年度につきましては76.2%と減少をしております。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

今の続きで、1段階、それから2,000千円から10,000千円の2段階目、それからそれ以上の方、その2と3の段階のところはわかりますか。

○議長（野村泰也）

税務課長。

○税務課長（野中洋太）

平成29年度の2,000千円を超え10,000千円以下の方につきましては、割合といたしましては21.5%、本年度では23.1%とふえてきております。次に、10,000千円を超える金額の方につきましては、平成29年度は0.5%でした。本年度につきましては0.7%と、こちらもふえてきているような状況でございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

割合としては、やはりその階層で見た場合、2,000千円以下が一番多いということで、2,000千円というと、さっきどなたの質問でしたか、農業所得なども関係してくるのかもしれませんが、所得が2,000千円というかどうかという暮らしになるのかというのがよくわかりませんが、家族構成もあるだろうし、個人個人の状況もそれぞれ違っていると思いますが、この階層、今3つの段階で言っていただきましたけれども、ここをどう分析したらいいのか。

話によっては、広川町は農業所得が県内で見ても高い位置にあるとかいう話も聞くんです

が、それ以外の職種もあるし、この所得の段階が、分析といいますか、町としてどのような分析をするのか。年々これがいい傾向にあれば結構なことだと思いますけれども、住民の状況として町としてどのように分析するか、そのようなところをちょっと伺いたいわけですが、どうでしょうか。

○議長（野村泰也）

税務課長。

○税務課長（野中洋太）

まずですね、2,000千円以下、それから2,000千円を超え10,000千円以下、10,000千円を超える金額というところで、課税標準額という表現を使わせていただいております。こちらにつきましては、収入から必要経費であるとか、さまざまな人的な控除を差し引いた最終的な税金のもとになる金額を指しておりますので、所得金額、厳密に言えば所得金額なんですけれども、かなりいろいろな要素を取り除いた部分である金額ということをまず申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

所得については、町としては分析をしたことがないということでもいいとですか。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

分析という意味がちょっと。どういうふうな分析なのか、よかったら教えていただいて、それにお答えしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

国がこの3段階に分けておるのかどうか知りませんが、例えば、都市部であれば1人当たり平均の所得は高いだろうと。ところが、階層で見た場合は、やはり都市部であっても低所得の方は多いんじゃないかというように当然予想されるんですが、今、割合で言われたこの数字が全国的に見て広川という町の位置がどのような状況にあるのかとか、そういう比較検討というのはできないものかどうかという話なんですけど。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

これはあくまで税務課の申告に基づく住民税課税状況調査という全国レベルの調査ですので、その中で地位といいますか、位置、給与所得、農業所得、営業所得、それぞれの種目ごとにわかります。

ただ、先ほど税務課長が申したように、ここはあくまで課税すべき所得の段階での比較となりますから、賃金自体がどうなのか、それぞれの農業、営業ごとがどのような広川町のレベルにあるかということにつきましては、この調査ではやはり不透明だと、不確かだという

ことがありますので、別の調査がございます。その別の調査、国とか県のレベルが行っている調査、そういうものを活用すれば広川町の例えば農業所得がどのレベルにあるのか、産業の第1次産業のレベルはどのくらいにあるのかというのはわかっていますし、その一部は毎年度県が発行しております市町村要覧、この中に記載をされております。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

今の話は大体わかりますけれども、所得が高いといっても、その中には借金の状況がどうかというのは全然これはわからないわけですよ。

○議長（野村泰也）

税務課長。

○税務課長（野中洋太）

そういった負債については申告の中ではほとんど出てませんので、利払いとか、そういった部分については控除する部分もありますけれども、借金総額についての控除等はございませんので、把握できておりません。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

その辺がちょっとわかりづらいところで、どんなに収入が入ってきたとしても、例えば、農業でも負債はあるだろうと思うし、いろんな借金を返していかなければならないところもあって、この数字がそのまま自由に使えるお金であるとは言えないと思うわけですね。

今の副町長の答弁にありましたように、国レベル、県レベルで広川町がどのような位置にあるのかというのはぜひつかんでおいてほしいし、この議会の答弁でも皆さんによくわかりやすいようなお答えができればいいなと思いますので、その辺の調査も聞かれたときにすぐ答えができますように、分析という言葉で言いましたけれども、そのような調査もぜひ行っていただきたいと思います。

それから、申告についてでありますけれども、以前、税務課長のほうから、できれば年金所得者、あるいはいろいろな収入の方で年末調整などが行われていない方については、できるだけ全員の方が申告をしていただきたいという話も聞いたことがあると思いますが、税についての教育というか、何か税の標語とかいうのはよく見るんですけど、税金を払うべきだ、払うべきだとか、そういう標語はよく見るんですけど、実際申告といった場合、一体教育の中でどこでどのように教えられるのかというのが自分でもよくわからんところがあって、大人でも、例えば、公務員を退職したからといって申告するというのはよくわからんのですよ。私の妻も全部私に任せて、わからんからやってくれとか言うんですけど、やっぱりそこは大人として勉強せにゃいかんところなんじゃないかな。

○議長（野村泰也）

税務課長。

○税務課長（野中洋太）

税務課といたしましては、それぞれの皆さん収入、所得を算出するに当たって、御自分の節税のためにぜひ税について勉強していただけたらと思っておりますし、住民の方に申告の

前についてはさまざまな情報提供をしているかと思ひますし、各国、県、市町村のホームページでもその旨お伝えしているかと思ひますので、それらを活用して適切な申告等を行っていただければと思ひております。よろしくお願ひいたします。

また、何かわからない点がありましたら、税務課の職員のほうが説明できるかと思ひますので、ぜひ御相談に伺ってください。よろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

最後の節税の件ですけれども、以前も伺ったことがあるんですが、対応については最初の答弁でありましたけれども、年度ごとに障害者控除認定、要介護認定者の方々、要介護1から要介護5の方々については控除認定、対応されているということですので、年度ごとにどのような動きがありますでしょうか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

うちのほうで障害者で要介護認定を受けてある方で控除対象となる方については認定書を発行しております。5年間を調査したところ、平成26年度が21件、平成27年度が14件、平成28年度が25件、平成29年度が33件、平成30年度が45件の認定書の交付をしております。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

今、数は言っていました。それで、以前の質問のときだったと思ひますけれども、要介護1、2、3を認定されている方は障害の3級程度、それから、要介護4、5と認定されている方は特別障害者として認定するという話があったような記憶をするんですけれども、今もそういう状況でよろしいでしょうか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

厚労省から以前通知した内容では、要介護認定と障害認定につきましては、その判断が異なるものであって、要介護認定の結果のみをもって一律に身体障害者の何級に相当するかを判断するものでは困難なものということで考えは出ております。

それで、あくまでうちのほうでは、介護認定ではなくて、寝たきり度とか認知度に基づいたところでの判断をしております。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

そうすると、平成30年度で45件の認定書を出しているという話でしたけれども、年度によって少し数字はずれてきますが、私としてはそれほど多い数字ではないと。なぜかという

と、要介護認定者というのが、これも以前の話ですが、以前は要介護認定者が420人程度あったんですよ。現在はどのような数字ですか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

要支援・要介護認定の合計としまして、全体で841名が認定されております。これが今年7月末現在ということです。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

その841件から要支援者を引くと介護認定されている方はどうなりますか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

要介護認定者は651名になります。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

数字はわかりましたけれども、何年か前の420人から651人に確かに介護認定者の数がふえているという傾向は当然予想がつかますけれども、それに伴って障害者控除認定の方の数ももっとふえて当然じゃないかと思うんですけども、その数の開きがなぜ起こるのかというのがちょっと疑問に思います。

これも昔だったと思うけど、山形市の場合は要介護認定を受けてある方には無条件で認定書を送るという話も聞いたことがあるんですが、広川町でもそういう取り組みができないものかどうか、伺います。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

要介護の認定書の証明につきましては、毎年2月の広報紙でこういう控除がありますよという周知をしております。また、先ほど町長説明でありましたように、申告会場におきましてもこういう控除がありますというのを周知しておりますし、一度受けられれば前年度のデータで大体わかると思います。

ただ、うちのほうでの要介護認定の判断基準としましては、要介護認定の申請をされたときの医師の判定書に基づいたところでの判定をしております。

ただ、これはあくまで要介護認定をするための判定書でございますので、認定書を交付するに当たりましては、そのデータを本人の同意のもとで確認した上での認定書を交付しております。一方的にうちのほうから認定書を確認した上でその方に送りつけると、そういうのは認定書の目的と違っておりますので、うちのほうから発送すべきではないと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

その医師の意見書を本人の同意に基づいて調べるということですけど、それによってはねられる方もあるんですか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

認定書をはねられた人数というのは確認をしていませんけど、あくまでその同意をもって認定した上で認定が出る方のみ窓口のほうで認定書を交付しておりますので、それで、認定をはねたという確認の人数については今のところ把握しておりません。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。もう時間が過ぎておりますので。

○12番（江藤龍彦）

以前の質問でも、障害者控除の認定についての判断基準が自治体ごとに違うから、それも私もおかしいと思うんですけど、介護認定に当たっては、これは全国一律の基準で行われているはずなのに、自治体間で規定が違うのはなぜだろうと思うんですけど、以前の答弁では、広域連合かどこかわかりませんが、会議の際に問題提起をしていきたいという答弁がありました。

やはりこういうところも、介護保険がもし全国一律ならばこういう認定の基準も全国一律になる必要があるんじゃないかというふうに思います。今後の取り組みについて伺いまして、質問は最後にします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

この介護の認定につきましては、市町村の認定の基準ということでうちのほうも取り扱い規定を定めて、それに基づいて認定をしております。

それで、うちのほうは、先ほど言いました国からの通知に基づき医師の判定書をもとに認定をしておりますので、これについて他の市町村と情報共有はできるかと思いますが、うちとしては今後もこの基準で今のところいきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

よろしいですか。（「終わります」と呼ぶ者あり）

それでは、暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午後0時7分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番梅本哲君の登壇を求めます。

○7番（梅本 哲）

7番の梅本でございます。きょうの質問事項は2件、内容としては3点質問をさせていただきます。

まず、1点目の農業施策でございますが、その中の一つでございますけど、生産者の関心は何といても所得向上にあるわけでございます。そこで、ブランド力を高めて所得の安定を目指すことをお願いとした質問をさせていただきます。

内容としましては、産地育成の課題というのは担い手の高齢化対策、それと基幹作物のブランド力の拡大が大きな課題だというふうに思っております。強い経営基盤を持った担い手を育成、確保して、競争力の強い産地づくりを進めるということが必要でございます。認定農業者及び新規就農者の経営基盤の強化と基幹作物の産地ブランド拡大に向けた町の施策についてお伺いをしたいと思います。

2番目は、農業者の減少という問題と、それから高齢化という問題があります。そういう背景がありまして、荒れた農地がふえ続けております。そこで、遊休農地の縮減に有効な施策をお願いする内容での質問でございます。

内容としては、8月に行われました農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールの結果、これについてはまだ集計が終わっていないという状況にあるかもわかりませんが、昨年までの状況でも結構ですので、直近の状況はどういうふうな状況にあるか、また、遊休農地縮減に対しましては、町はどのような取り組みを行っているか、どういう施策を具体的に進めているかということをお伺いしたいと思います。

それから、2点目の教育施策についてでございますが、これは教育の向上というのを本町では中心にしているいろいろな施策を進めておるといことでございますが、全国学力テスト、これはその全国における水準というものが評価できる一つの目安かなというふうに思いますが、これの総括及び課題と改善をねらいとした質問でございます。

2019年度の学力テストの結果が8月1日に公表をされております。広川町の結果及び結果から見えてくる課題についてお伺いをしたいと思います。

以下、質問席にてお伺いしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

梅本議員の農業施策についてのお答えでございます。

丸山議員の回答と重なりますが、農業を取り巻く環境としては、農業担い手の高齢化や後継者不足などにより、農業人口は減少し、遊休農地の増加など、今後も継続して取り組んでいかなければならない課題と捉えております。現在の取り組みとしましては、農業経営の規模拡大を視野に入れた認定農業者の支援や、次世代人材投資事業を活用した新規就農者の支援、農業委員をはじめ、各団体との連携による遊休農地の利用集積などを行い、課題解消に向けた施策を行っています。

また、基幹作物の産地ブランド化に向けた取り組みとしては、大刀洗町との協働による福岡市内での販売、PRや、福岡空港国際線での販売などに取り組み、広川産の農作物の知名度周知を行っています。問い合わせもふえ、今後、町の販売拠点をどのように行うか、検討が必要などとなっております。

次に、遊休農地に対する回答ですが、調査結果につきましては、現在、調査を行っていただいている状況となり、公表できる資料はございません。また、遊休農地の縮減に向けた取り組みとしましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の改正により義務化された農地所有者等の今後の意向把握や、集落営農の協議の場の実施により、今後、地域担い手、各団体、機関との連携、協議により、農地利用、集積に取り組んでまいります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

梅本議員の御質問のうち、教育施策についてお答えしたいと思います。

本年4月に行われました小学6年生と中学3年生を対象とした全国学力・学習状況調査結果につきましては、町内3小学校の国語、算数の平均は全国平均より3から4ポイントほど高いという結果が出ており、年々上昇傾向にございます。中学校の国語、数学においても、ここ数年、上昇傾向にありましたが、本年度は残念ながら全国平均よりも三、四ポイントほど下回っております。

小学校におきましては学力向上に向けた取り組みが年々充実してきておりまして、中学校においても県内の他の地域と比べて下回っているわけではありませんが、顕著な伸びが見られないため、生徒の学習意欲を高める指導をさらに工夫する必要があると考えております。

今後、思考力、判断力、表現力の育成に向けて、さらなる授業改善が行われるよう各小・中学校の校長を通してしっかりと指導しております。

なお、前年度との比較につきましては、本年度からA問題とB問題が融合された内容となっておりますので、単純な比較が難しくなっております。各学校におきましては、国語、算数・数学、それぞれの問題と児童・生徒の解答を細やかに分析して、今後の指導に生かす取り組みを行っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

今、町長の答弁の中にございましたように、丸山議員の質問の内容とほとんどがダブってしまう質問の内容になっておりますので、ダブりのないような内容についてのみ質問をさせていただきたいと思っております。

農業経営基盤強化の促進に関する基本構想というのがあるんですけど、この構想の中に、先ほど回答にありましたように、年間所得の水準とか、その根拠とか、それから主要な営農類型とか、そういうものは事細かに指導書の中に書かれております。

そういう状況で、内容的にはお聞きしませんけれども、認定農業者の関係ですけど、これについては毎年の自己チェックを基本として改善プロセスというのをチェックしていくというふうなシステムになっていると思います。いわゆる経営手法達成のためのプロセスということになります。そして、中間年の3年度にいろいろな資料を町のほうに提出をして指導を受ける。5年目もまた指導を受ける。そういうプロセスの中で経営をさらに向上させていくと、こういう指導がなされているというふうな思っておるわけでございますけれども、まず

1つは、いわゆるチェックリストというものがあるのかどうかということと、それから、認定農業者から提出をされました経営の自己チェック表を評価する組織はどういうふうな体制で行われて、どういう指導が行われているかということをお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

まず、チェックリストの有無につきましては、その目標を掲げられた所得や、どのような作付をされたかというような形でチェックリストはございます。それに基づいて八女普及指導センター、また農協さん、町、一緒になってその経営状況というのを確認させていただき、不備がある部分、これから改善する部分については随時、担い手のほうに指導、助言をしているところとなります。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

一応この経営指標というのは、新たな経営指標という立場から5年を経過して、また認定農業者の更新を進めるということになると思うんですけど、そういう中で全認定農業者がチェックを受けて指導を受けて、さらに上のレベルを目指すというようなことになると思うんですけど、経営指標というのは3年目にも町のほうはチェックを行います。5年目で大体変えていくというのが一般的な指導の内容かというふうにも考えますけど、なるべく早くスピード感を持って経営向上を進めるという立場からいきますと、3年以内であっても、やっぱり必要であれば農家の経営改善を指導していくということが大切なことというふうに思うんですが、これは5年間の間に、5年を待たなくても改善しようというものを改めていくと、より向上させる方向で指導していくということで進めておられるかどうか、その点をお聞きします。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

現在行っております指標等につきましては、5年間ということで今後も継続していこうとは考えております。ただ、毎年経営状況の中で、例えば、害虫とかの関係で所得が減ったりとか、そういったものとか、経営の改善がやはり必要なところについては農協さんと普及指導センターと一緒に毎年指導等を行っておりますので、目標については5年間の計画ということで進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

わかりました。

経営データというのは、労働力の問題とか、技術の問題とか、販売戦略の問題とか、ある

いは農地の確保状況とか、財務状況とか、いろいろな視点がデータとしてあるというふうに思うんですけどね、そういう内容については、やっぱり総合的な検討を加えて農家の経営を安定させていくということが必要であるというふうに考えるわけですけど、実際問題として、そういう内容について認定農業者の皆さん方、きちんと一緒になって、自分の経営ですから当然のことと思うんですけども、積極的に支援を仰ぐというような状況にあるのかどうか、その点をちょっと確認をしておきたいと思いますが。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

各認定農業者への支援につきましては、やはり経営の規模拡大などを本人さんは考えておられますので、そういった部分については町が県とか国とかの事業、施策、そういったものを収集しながら一緒になって規模拡大等に努めていくよう支援をしております。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

それでは、チェック表、リストあたりをうまく利用して、これからもひとつ誘導しながら、なるべくスピード感あふれる経営の改善を進めていっていただくということをお願いしておきたいというふうに思います。

それから、新規就農者の関係で1点だけお伺いしますが、新規就農者については、先ほども話がありましたように、就農直後、研修期間の2年間の給付金と、それから就農直後5年間の給付金、そういうものが手厚い支援体制に守られているというふうな状況でございまして、全部これをもらいますと、7年間で10,500千円を超えるという金額になります。また、本格的に施設整備を進めるというふうになりますと、その2分の1の補助金をいただくことにもなるわけですね。非常に手厚い状況にあるんですけど、全国の7年間の受給終了者の状況が新聞に載っており、4,644人の皆さん方がおられるんですけども、このうち168人が何らかの理由で離農しているというふうな状況があります。

これはやっぱりいろんな事情があるだろうというふうには思いますけど、本町でもそうした状況があったかどうかですね。過去、2012年からというふうに思いますので、約10年間の経過がございまして、その間にそういうふうな事例があったかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

平成25年度にこの事業を活用した2名の方が離農をされておりますが、交付金の決定等がなりませんので、返還等の事例はございません。2人とも自己都合により離農をされてあります。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

じゃ、もう一つ、ちょっとついでお聞きしますけど、一応就農直後5年間、1,500千円の給付金をもらえるというような状況になっているわけですけど、これが実際に営農の意欲の高い人、それから技術レベルの高い人、いろいろなそういう要因はあると思うんですけど、かなり高い水準の所得を上げるというような状況に至った場合、1,500千円の給付金というのは減額されるものでしょうか。そこら付近をちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

基本的に、こちらは営農をしていただければ返還の部分はありませんので、所得が上がるように、国、県、町、支援をしているところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

そしたら、認定農業者の所得目標である5,200千円以上、そういう個別経営体1戸当たりが5,200千円というのが今の指標でございますけど、その指標を5年以内でクリアしたという場合にあって、その1,500千円の給付金は期間中いただけると、そういうことで理解しておってよろございますか。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

そのとおりでございます。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

わかりました。非常にいい制度で、これから活用の推進をお願いしておきたいというふうに思います。

それからもう一つ、先ほど町長の話の中に出てきましたけど、JAの就農支援センターの研修の件、これについては研修圃場の都合で、現在のところイチゴとトマトに限定されているというふうにお聞きしています。これについて、まだ本町ではブドウとか梨とか、そういう基幹品目がございしますが、そういう指定をぜひ受けたいと、指導を受けたい、あるいは農家指定以外からも、ひとつそういうことを勉強して、広川町の中山間地域に土地を借りて、これから頑張ってみたいと、そういうふうな方もいらっしゃると思うんですが、そういう場合を想定して、ある程度準備をしましょうというふうなお話も承っておったんですよ。これについてはどのくらいまで準備が進んでいるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

JAさんのほうで設置してあります就農支援センターにつきましては、筑後管内で作付が

多いイチゴや、就農したいという希望が多いトマト、こちらに限っての県の圃場を使って設置されている関係で、作付品目をイチゴとトマトに限定をされてあります。

今年度から筑後管内の農業団体で構成します新規就農支援対策会議、こちらが新規就農者を支援する母体となりました。そのため来年度からは先進農家のほうに、イチゴ、トマト以外の品目、こういったものでも新規就農の支援が受けられるような形で対応していきたいというふうに現在検討を進めているところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

それは来年からにぎやかになりますね。非常にいいことですので、ぜひひとつ進めていただきたいというふうに思います。

次に、本題の基幹作物の生産の現況についてお伺いしたいと思います。先ほどから基幹品目として名前が出ていますが、イチゴ、ブドウの関係でございます。これについてはJA部会員数、それから、作付面積及び販売額等の推移がこの5年間、どういう状況であるのかというのをお伺いしたいんです。

というのは、県のほうのデータが新聞に載っております。これについてはこの5年間で実は生産農家が105戸——これはイチゴについてのデータでございますが、5年間で105戸、それから面積が21ヘクタール、15年間では558戸、そして面積が53ヘクタール減少していると。非常に減少の傾向にあつて、平均的に1戸当たりの規模の面積は恐らく拡大をしつつあるんじゃないかなというふうに思うんです。ただ、総体的にはこういう減少の状況にあるというようなことを背景に、本町の状況をお伺いするものでございます。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

ここ5年間のJAのいちご部会の生産者数につきましては、今年度が134名で、5年前と比較しますと10名が減少しております。作付面積につきましても、3ヘクタール減、販売額につきましては、今年度、単価の関係もございますが、平成30年度産は約19億円で170,000千円の増となっております。

JAのぶどう部会につきましては、生産者の数は途中の増減等がありますが、現在が約92名、1名の増となっております。作付面積は1.5ヘクタールの減、販売額は平成30年産約53,000千円となり、5年前と比較しますと約30,000千円の増という形で報告を受けております。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

もう一つ、データをちょっとお聞きしますが、部会の平均年齢は何歳ぐらいになっておりましたでしょうか。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

現在、広川支部の部会員数につきましては331名で、平均年齢は59歳とのことです。以上です。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

それはイチゴの生産者ですね。（「全てです」と呼ぶ者あり）
全てですか。わかりました。
これは331名で、平均の59歳ということですね。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

そのとおりでございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

最近、平均年齢もだんだん上がるような状況にあるというふうにお聞きしています。ただ、広川町はイチゴ、ブドウ等については非常に後継者が多いと。先ほど回答の中にありましたように、34名の方が新規就農されておりますけど、そのうち、いわゆる農家の指定が21名、それから、農家以外から就農された方が13名というふうにお聞きをしました。そして、品目別に見ると、イチゴが21名とブドウが4名でしたかね。そして、あと7名がその他の品目だというふうな結果を回答いただいたように記憶をしています。そういう点で、若い人の就農状況も、やっぱりこうした基幹作物に集中するという状況にあるというふうに思いますので、これからもひとつ御支援のほうをよろしく願いをしておきたいと思います。

それから次に、これは本町だけの問題ではないというふうに思います。JAふくおか八女のほうの全体的な問題というふうに思うんですけども、御承知のように、来年はオリンピック・パラリンピックの年になっております。恐らく農産物についても特需景気というのが期待をされるというふうに思います。かすりについては、G20の開催のときにかすりのバッグを贈呈されたというお話を聞いておりますし、現在はオリンピックに向けた「キモノプロジェクト」、これを今、企画中であると、そういうふうなお話も聞いております。

農産物についても、そのブランド力を発揮する絶好の機会であるというふうに捉えなければならぬと思うんですけども、そうした機会を利用して、部会ではそのブランド力をさらにアップする、そういうこと、それから販売量を、インバウンドもありましようけど、海外に知らしめると、そういう点で何か産地戦略というものを考えられておるかどうか、そこら付近についてお伺いいたします。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

農協生産部会のほうでは、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けまして、こ

の需要拡大に向け、農業生産物における食品安全や環境保全の取り組み認証であります農業生産工程管理、これはGAPとありますが、GAP認証の取得に向け、現在、取り組みを進められております。

2020年度のオリンピックではGAP認証分の食材、こういったものがオリンピック会場での食料調達のように多く利用されるということですので、農協生産部会のほうではGAP認証取得に向け、現在、取り組みを進められているというところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

わかりました。

GAPについては農業の問題でずっと充実をされてきて、今日では必須の条件になっているというふうに思いますけど、それを一つの商品PRの中心の課題として進められておるといってございますが、これ以外にやっぱりもうちょっと何かやっていただくと、非常に広川のブランドがさらにまたアップしていくんじゃないかというふうにも考えますので、ひとつ役場のほうからもつついてやっていただきたい。JAのほうも、やっぱりそればかりにこだわらずに、もう少し幅の広い視点で販売戦略を進めていくと、生産力のアップを進めていくということではないと、まだ乗りおくれる可能性もありますので、ひとつよろしくお願いをしておきたいというふうに思います。

先ほども申しましたように、県産ブランドイチゴのあまおうについては、販売、生産の農家と、それから、栽培面積については5年、10年前から随分減少しているということでございますけど、新聞に出ておる内容としては、2018年の販売単価というものは全国一、これは10年連続で日本一になっていると、その座を守っているということが非常にクローズアップして紹介をされておりました。したがって、1キロ当たりの1,470円というかつてない金額になっておりますし、販売額も159億円と過去最高というふうな状況になっております。

先ほど井上課長の御答弁にもありましたように、本町においても若干そういう生産基盤というのは少し下がっておりますけれども、生産額は上がっておるといふような結果と同じだというふうに理解をしているわけでございます。

イチゴにつきましては、本町は天皇賞を受賞した県内一の産地であるということでもありますので、今後とも産地の維持、発展、十分に力を注いで取り組んでいただきたいと、また、取り組んでいかなければならないというふうに思いますので、ひとつ御指導いただきますようお願いをしておきたいと思っております。

しかし、新聞でもこれは警鐘といいますかね、課題といいたまうか、そういう内容でちょっと載っておりましたけど、現状はそういうふうに日本一でございますけど、全般的に生産農家と栽培面積が下がってくるというふうになると、これはどういうことになるかという、市場評価に反映されるというのが出てくると思うんですよ。やっぱり広川町独自のブランドをさらに強化して進めないかんとことを町長はいつもおっしゃっておるわけですけど、そういう視点でも、なるべく面積も、それから生産者も減らさない工夫、そういう施策を進めていただきたいというふうに思っております。これは要望として聞いておいていただきたいと思っております。

そこで、基幹品目と位置づけられる品目としてはイチゴ、ブドウ、梨等がございますけど、そういうものについては生産従事者、それから販売額、そういうものの数字を見ていきますと、恐らく内容としては本県の特産物であるかすりに匹敵する生産力に相当するんじゃないかというふうにも考えるわけでございます。

したがいまして、経営開始型の担い手育成ということで300千円の町単独の給付金を設定されておるわけでございます。これは非常に役立っているというふうに思うんですけど、それと同様の立場で、これからもそれ以外の分野においても町単独の施策、ブランド産地の基礎づくりという立場で、ひとつ充実をさせていっていただければ非常にありがたいというふうに思っております。これも要望でございます。よろしくお願いをしたいと思います。

2番目の遊休農地の関係でございますが、これについても丸山議員がしっかりと質問をされておりますので、かなりダブる面が多いので、簡単に質問を1点だけさせていただきたいというふうに思います。

丸山議員のほうは中山間地域での不安というものをお話になっておったわけでございますが、私のほうは土地利用型農業を展開している土地改良区を対象にした視点で御質問させていただきたいんですけども、土地改良区につきましては多面的機能支払交付金事業というのがあります。この事業で現在は遊休農地ができないような、そういうものが発生しない仕組みをつくりまして、何とか守っているという状況でございますが、最近はどうしても委託者がかなりふえつつありますし、逆に受託者の人材が少なくなっているというような状況でございます。

したがいまして、管理者不在の農地というのが出てくるというか、実際に出てきてもおるんですけど、そういう農地がこれから徐々にふえる可能性もあるというふうに思うんですけども、そういう農地をつくらない施策が事前の施策としては大事かなというふうに思いますので、現在、そういう点を視野に入れた町の対策というのはどういう内容の施策を重点的に進めておられるか、お伺いをしておきたいと思っております。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

現在の圃場整備内の管理がされていない土地等につきましては、改良区内の役員さんたちが現在は農地の貸し借り関係の指導というか、そういったものを見つけてこられるかと思うんですが、今後の圃場整備内の分につきましては、町長のほうでも答弁ありましたように、農地所有者等の今後の意向把握、それと集落営農の協議の場の実施というものを今後進めてまいりますので、その中で改良区役員さん、地域の担い手の方たちと一緒に、今後5年、10年後の農地のあり方、利用集積等に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

非常に地についた対策というふうにお見受けしておりますので、その点についてはひとつきめの細かい指導をお願いしておきたいと思っております。何よりも遊休農地の温床を安易につくらないというのが大事な政策であろうというふうに思いますので、よろしくお願いをしておき

たいと思います。

最後に、全国学力テストの総括及び課題と改善を狙いとした質問でございますけれども、これについて、先ほど教育長のほうから概要を述べていただきました。学力調査については算数、国語ともに3ポイントか4ポイントで全国平均を上回っていると。ただ、中学校はこれまで上昇機運にあったけれども、若干平均を下回りましたと。いろんな内容があるというふうに思いますので、校長先生等を通じて指導強化を進めていきたいという御答弁をいただいたわけでございますけど、ここで答弁できるような具体的な内容がもしあれば、校長先生等を通じて指導していく、そういう中身で、こういった点はぜひやりたいんですよというのがあれば、お伺いしておきたいと思います。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

お答えいたします。

小学校も実は三、四ポイント高いというのは3小学校の平均でございます、3小学校を細かく見ていきますと、ある教科は10ポイントほど高い、しかし、ある教科は一、二ポイントしか高くないとか非常に差がございます。

その中で共通して言えることは、やはりやや活用問題と申しますかね、文章を読み取って解く問題がちょっと弱いという傾向がございます。それから、読解力と申しますか、これから求められる、それこそAIと共存する中で求められる読解力がまだまだ弱いという点がございますので、そのあたりはちょっと学校で違いはございますが、ある程度共通しているのかなと思いますので、そのあたりを3小学校一緒に、中学校も含めて、その力を伸ばすような取り組みを特に進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

これは去年もちょっとお聞きしましたけど、広川の学校においては大体全般的に非常にいい傾向にあるんだけど、内容を細かく見ていくと、活用問題、それから今お話をされました読解力、そういう内容についていまいちの感があるということをおっしゃったというふうに記憶しています。

そこで、そういうことはぜひ積極的に進めていただきたいというふうに思っているんですが、もう一つの調査の学習状況と学力には非常に強い関係があるということで毎年お話を伺っております。

内容としては朝食の摂取率、あるいは規範意識、あるいは規則正しい生活、予習、復習、読書、こういうものをきちんとやっていないと、なかなか学力の向上には結びつかないという関係がありますよということを示されてきたわけですね。そのために学校、家庭、地域の連携強化と、これをやっぱりベースにして、ぜひそういう点の改善をできるだけ早く進めていきたいというようなお話も何度か承っておりますけれども、今回の結果での総括を見られて、同じような傾向にあるというふうに理解すべきでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

学習状況調査についての御質問だと思いますけれども、小学校の質問のアンケートでは学習はよくわかる、学習は楽しいという項目がございました。この中で全国平均と同等のため、小学校においては良好だと思っております。

中学校のアンケートにつきまして、同じように学習はよくわかる、学習は楽しいという項目の中で全国平均を下回っておりますので、こちらについても学力向上と同じように課題があるかと考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

今、地域を巻き込んだいろいろな事業としては、通学合宿等をやっておられて、非常に効果が上がっているというふうに思います。私も9月1日から4日間、長延のほうでありました通学合宿に参加をさせていただきましたけれども、非常に伸び伸びと明るい表情で子供たちは参加をしておりました。それから、保護者の皆さん方もいろんな御質問をされておったように思います。したがって、そういう内容をつぶさに——情報を保護者のほうには説明をされ、また地域の方にも説明をされて、同じ目標に向かって、自分たちは何ができるかということ踏まえながら、さらにいい方向で改善が進むように進めていただければということでございます。この点は今後の要望としておきます。

それから、最後になりますが、今回、英語が初めて実施をされましたけれども、結果では読む、書くと、聞く、話すの技能別の差が鮮明になったと、鮮明にあるという実態が明らかになったというふうにちょっと新聞には表現されておったんですが、本町の分析結果はどういうふうな状況でございましたでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

今回、中学校の問題の中で初めて英語の中で話すテストというのがございまして、これはパソコンとヘッドホンを使って、ヘッドホンから流れてくる内容を聞いて、それを答えるという問題になっております。

これにつきましては全国的にふぐあいが生じておりまして、今回は参考値として公開はされておられません。今回の課題につきましては、パソコンでヘッドホンから流れてきた声に対して答えるんですけども、その答えるのが口で答えますので、隣の生徒の音が聞こえるために、初めに答えた生徒の解答をまねして答えるというような生徒が多かったというような問題が一番多い状況で示されております。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

同じようなお話を聞いております。やっぱり一番最初にされた方がふぐあいで、次の生徒

さんも同じような答えをするというふうなことで、最初が間違えはずっと間違うと、そういうふうなふぐあいもあったというふう聞いておりますから、とにかく英検等も受検を促進されておりますし、それから、資格をとにかく早目にとるといいうことで努力もされておりますので、これからもひとつ先生たちとともに、そういう目標達成のために努力をしていただければというふうに思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（野村泰也）

暫時休憩いたします。10分間休憩をとります。

午後1時49分 休憩

午後1時58分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番佐々木四十臣君の登壇を求めます。

○11番（佐々木四十臣）

11番議員の佐々木でございます。私は今回2項目、質問の通告をいたしております。

まず1点目は、本年10月から開始される予定の幼児教育・保育無償化に係る問題と基準の緩和に伴う学童保育の問題でございます。

2点目は、老人福祉費に係ります長寿・健康事業、介護予防事業等に関する件についてお尋ねをするものでございます。

では、早速具体的に質問に入ります。

幼児教育・保育の無償化は本年10月から実施される予定となっております。これに伴う最初の半年間の経費については、全額が国庫負担となっております。ところが、来年4月以降については、県並びに町にも負担が求められるということになっております。

本町においても、そろそろ来年度予算の検討作業に入る時期になりました。国においては、自治体負担額に関しては、平成30年末の国家予算編成の中で、すなわち平成31年度の予算編成の中で決定するということになっておりました。町においても、来年度予算の編成をする中で当然にこの部分の経費が積算されることになると思います。

そこで、具体的にお尋ねをするものですが、来年4月以降、幼児教育・保育の無償化に係る負担額について、本町に対しては国からどれだけの数字が示されているのでしょうか、数字を具体的にお示し願いたいと思います。

次に、学童保育に係る問題です。

国は待機児童解消や事業に従事する指導員等の人材不足を補うためとして、職員の配置基準の緩和を盛り込んだ改正児童福祉法を来年から施行することとしております。国はこのことはそもそも地方からの要請に応えるものであると言っております。具体的には、現在、1ユニットに2人の指導員が配置されておりますが、これを1人でも可というものでございます。

この方針は、平成30年11月19日に内閣府で開かれまして地方分権改革の有識者会議で表明されたものでございます。その後諸般の経路を経て法改正がなされたもので、町にも当然国からの通知が届いておるはずでございます。

そこで、お尋ねをいたします。

現在の本町の学童保育に係る待機児童の有無、指導員の充足状況等について、まずお知らせください。

指導員について1人でも可と、そういうふうには報道されましたことから、学童保育に子供を通わせている保護者の皆さんから、学童保育の質が低下するのではないかと、また、子供の安全・安心という視点から大きく懸念する声が上がっております。私はこのような緩和策は、将来的には、ともすれば自治体間格差をも生じかねない問題ではないかと考えます。

そこで、お尋ねをいたします。

さきに述べました改正児童福祉法を踏まえての来年度以降の本町における学童保育事業に係る町の考え方を示していただきたいと思っております。

続いて、老人福祉費等に係る長寿・健康事業、介護予防事業といったことについての質問に移ります。

先般、ある行政区の役員さんから御相談がありました。どういうことかという、通いの場という事業があって、助成金もあるので、これに取り組みたいという有志のグループから相談があった。ところが、区長も公民館長もともに知らなかった。果たしてどのようなものかというものでございます。

そこで、担当課に聞きました。そうしますと、社会福祉協議会に業務委託をしておりますということです。そこで、社協に出向いて、ふれあいいいききサロン・通いの場助成事業実施要綱なるものをもらってまいりました。担当者等からいろいろ話を聞いておりますと、どうやらこの事業は介護予防サポーターの講座を受けた人たちに呼びかけて、このような活動の立ち上げを促しているということでございます。私もその趣旨はおおむね理解できましたので、御相談を受けた方にもその内容等について説明をし、つないだところでございます。

ところが、ここに幾つかの問題があると私は考えます。

第1は、行政区長や公民館長が知らないということ。担当課にそこで尋ねますと、一度は説明をいたしましたということでもございました。ですが、全くもって周知していなかったということでもあります。

第2は、公金による助成を受けるには行政区の中でちゃんとした位置づけがなされておくことが前提ということ。このことについての説明不足のままに立ち上げを呼びかけたことによる理解不足、誤解が生じたということです。話だけ聞けば有志でもできそうな感じに受けて、そこに理解不足、誤解が生じたということのようでございます。

また、ことしから始まった新規事業ですが、3地区ほどは既に昨年から先行的に取り組んでいらっしゃるようで、そういう行政区があるようでございます。

そこで、私もそういう行政区にもお尋ねしてみました。ある地区では、役場から公民館長に相談があって立ち上げたということ。その反面、今申し上げましたように、ある地区の公民館長はそういう話を全く知らない。すなわち情報提供の一貫性が欠けておったというようなことが浮かび上がってまいります。

長寿・健康事業、介護予防に係る事業は、現在、大きな課題となっております健康寿命延伸に大きく寄与をいたすものであることはみずから明らかであります。意欲的に新規事業に取り組もうとする担当課の姿勢は、私は高く評価いたします。しかしながら、そういう新規事業に取り組み、事業の展開をスムーズならしめるためには、関係者一同の共通理解が醸成されていなければならないということが問題であります。

ここに具体的に問題提起いたしました。一つの教訓にしていいただければありがたい、これからのこういう新規事業等に係る啓発のあり方という点からの町のお考えをお尋ねしたいと思います。

あとは質問席で行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

佐々木議員の質問の中で、幼児教育・保育の無償化のお答えでございます。

子育て世帯の負担軽減を図る目的として、幼児教育・保育の無償化が10月より実施され、3歳以上児の保育料は無料となります。ただし、これまで保育料の一部として負担いただいております給食に係る副食費は、10月以降も引き続き利用者負担となります。また、私学助成幼稚園につきましても、所得段階に応じて交付しておりました就園奨励費補助金が廃止となり、月額25,700円を上限として無償化となります。

3歳以上児の保育料が無料となることで、これまで負担いただいております保育料分につきましては、国、県、町で負担することとなります。そのことにより増加する町負担につきましては、消費税増税分を財源とすることとされていますが、増税分が平準化するのには次年度以降となるため、今年度は子ども・子育て臨時交付金として全額国負担として受け入れることとなります。

また、次年度以降の無償化に伴う町負担につきましては、地方財政計画及び地方交付税制度の中で財源措置されることとなっております。

次に、学童保育所の職員配置基準の緩和措置につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る基準をこれまでの従うべき基準から参酌すべき基準に来年4月より改めることとなります。これにより、おおむね40人の児童に対し2人以上の支援員の配置を義務づけたものを1人でも可能とするものです。これは地方からの人材確保が困難といった要望等を踏まえ、自治体の責任と判断により事業の質を担保した上で地域の実情を踏まえた対応を可能とするものです。

子供の安全や事業の質の確保等の観点から、現在のところ町は支援員の員数見直しは予定しておりません。

次に、老人福祉の質問のお答えでございますが、高齢者支援に関する事業につきましては、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加する中、住みなれた広川町で生きがいを持って安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアシステム構築の実現を目指し、さまざまな施策に取り組んでいます。

その一つとして、高齢者の長寿・健康増進事業では、主に後期高齢者を対象とした貯筋体操教室を実施しています。これは運動の習慣化や人との交流を積極的に行うことを目的として、自立した日常生活を営むことができるよう、運動機能向上に関する知識や技術を習得し、健康維持・向上や介護予防を行います。

また、週1回定期的に通う介護予防事業として、高齢者のいきいき元気教室を社会福祉協議会へ委託して実施しています。これは介護認定を受けていない65歳以上を対象とし、送迎、入浴、食事など提供し、高齢者の心身機能の向上と運動機能の定着化、転倒予防、栄養改善指導及び口腔機能改善指導等を実施するものです。

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業は、60歳以上の高齢者等を対象に家庭や地域での豊かな経験と知識、技能を生かし、社会参加活動を推進するものです。この事業は、委託先である社会福祉協議会が事業の推進として、ボランティア団体であるひろかわ健康隊の養成を行っています。ひろかわ健康隊の方は、地域サロンや地域行事に参加し、運動やレクリエーションなどを行い、生きがいや健康、社会参加活動に取り組んでいます。

地域での事業推進につきましては、現在、地域サロン活動を町内22カ所で実施しておりますが、サロン活動の支援としまして、町内介護事業所等の健康運動指導士や作業療法士など専門職を町に登録し、講師として派遣しています。

また、地域で活躍するボランティアの育成として、町は介護予防サポーターを養成しています。今年度は新規事業として、地域通いの場支援事業を社会福祉協議会へ委託し、地域の公民館等で介護予防サポーターの指導により誰もが参加できる健康体操を普及し、健康維持・増進、介護予防に取り組んでいます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

幼児教育・保育の無償化、この問題は、全国市長会、全国町村会等のいわゆる地方三団体と政府の間で協議がなされて決まったわけですが、実際、これが平成30年11月21日に始まって、平成30年12月10日には決定した。双方が合意した。20日間で決まったと。そんな性急に取りまとめられた施策であります。

実は1カ月後に導入される消費税10%、このことを踏まえてのことでございますが、その無償化はいいんですよ。いいんですけれども、決して全部が、そういう幼児教育・保育等にかかわっているいろんな立場の人たちがやはり全て——全てというか、多くがというか、もろ手を挙げて賛成しておるかという、必ずしもそうじゃないという中で、20日間で決まったという経緯もございます。

そこで、いわゆる決定したことは、今、町長の答弁にもありましたけれども、今年度の残りの半年間、10月以降の半年間は、全額この経費は国が見ると。それは結構でございます。これは無償化に伴う試算によりますと、年間、全体で約8,000億円が必要となるとされております。それで、今年度、3月までの分は全額国が見ると。ところが、来年4月以降は自治体にも応分の負担を求めるということでございます。基本的には、公立保育所、公立幼稚園に対してはこれまでのように全額市町村負担となる予定で、それ以外は国が半分、県と町がそれぞれ4分の1ずつ負担を求めるということが既に全国知事会、全国町村会で合意されておりますので、これは当然施行されていくと。

そして、私がお尋ねしたのは、広川町が来年4月以降に幾らぐらい負担額が示されておるかということをお尋ねしたわけで、これは新聞報道等でも既に何度もなされておりますが、平成30年末の平成31年度国家予算編成の中で決定するということになっておったので、具体的に幾らぐらい示されておりますかということをお尋ねしたと。それで、これが示されていないということであれば、来年度のこれから始まる令和2年度の町の予算編成もこの部分については積算できなくなる、そういうことでお尋ねしたわけです。

それで、例えば、広川町には公立保育所、公立幼稚園というのはありませんので、私立保

育所、認可外保育所、病児保育所、それから私立幼稚園等でございますが、そういうものは全て今申し上げたように国が半分、あと県と町で4分の1ずつと、そういうことが示されておる。だから、数字はどうなっておりますかということをお尋ねしております。重ねてお尋ねします。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

これは国から示されたというものではございません。従来どおり、広川町の現状から広川町の負担分を見きわめると。国から示されたのは、あくまで無償化に伴う制度改正、さらには町負担分の普通交付税の基準財政需要額への算入という制度改正の中身が示されておりますので、示された制度改正の中身によって広川町の実態に応じて推計をしているというのが現状ですし、これまでの予算編成もそのような形で保育に係る予算編成というのはしてきておりますので、国から具体的に示されるということはございません。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

ならば、重ねて聞くわけですがけれども、今まで町が手当てをしてきた今申し上げたような保育所、それから幼稚園等に対する歳出、それを今度は逆に4分の1でいいということで理解していいということですか。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

保護者負担が原則になっておりますから、当然、町負担分はふえます。ただ、国と県と市町村の負担割合というのは変わりませんので、そういうことで推計というのは可能だということですよ。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

だから、従前かかっておるこの事業に係る歳出の部分が、いわゆる無償化が導入されることによって町も逆に負担が減るといふふうに理解できるんですか。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

負担はふえます。今年度はまだ消費税が実際国に入ってきませんし、市町村にも入ってきませんから、補助金で今年度限りは賄いますよ。

ただ、来年度からは交付税に関する地方負担というのがふえますから、それで町がふえた分は見てくださいというふうな話です。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

くどのようなですけども、だから、どれぐらい数字が動くんですかということ聞きよるんです。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

来年度予算編成におけます町の地方負担額分につきましては、来年度における対象児童数がありまして推計をしていきますので、現在のところその数値は出ておりませんが、先ほどから言っております地方が負担する財源、所要額につきましては、制度といたしましては、地方交付税の個別団体、広川町の交付税算入時に基準財政需要額、要するに支出の部分を全額計上すると。それに伴いまして、今年10月から増税されます消費税の増税分につきましても収入額として計上されると。その中で、全体の交付税制度の中の収入額、需要額の差額において、今までどおり地方交付税が交付されるというふうな形の制度になっております。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

地方交付税等で充当されるということはわかっておることで、尋ねてもおりません。

私が尋ねたのは、実際、全国市長会、全国町村会と合意した平成30年12月10日時点で、全国知事会も全国町村会も政府の示した原案には承服できんということで突っぱねておったのを、最終的に12月10日に市町村負担分を年間約1,000億円軽減するという譲歩案を政府が示したんですね。それで知事会も町村会もこれを受け入れたということなんです。

そして、実際市町村が負担する負担額は予算編成の中で決まると。だから、決まるということは数字が示されるということなんです。だから、それが結局、広川町には具体的にどれぐらいになるんですかという数字を聞きよるとです。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

国が示す地方負担分というのは、地方財政計画という全国の県、市町村を網羅した全体のものです。ですから、国が示す地方財政計画の中で個別市町村分が幾らということは示されません。

だから、あくまで先ほど総務課長が言いましたように、来年度の予算編成に当たっては、広川町の児童数の見込みを推計しながら、これまでの実態、それから仕組みの変更に応じて国の負担分が幾ら、町の負担分が幾ら、それに伴って地方交付税が幾ら入るといって推計をして予算化するということですので、繰り返し申し上げますけれども、地方財政計画、つまり国が示す計画の中では全国的な規模の金額しか示されないというのが現状です。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

おおむね理解できました。

それで、この無償化に伴う具体的な問題として、先ほど町長の答弁にもありましたが、給

食費、給食はこの無償化の対象外になると。実は現在は幼稚園と保育所では給食に対する保護者負担等がまちまちであるというようなことになっています。

例えば、3歳から5歳児の給食費について、幼稚園では主食も副食もいずれも実費徴収、保育所では主食は実費徴収、副食は利用料の一部を徴収と、そういうふうになっておるようですが、これを無償化に伴う施策の中では幼稚園と保育所の給食に対する扱いを統一したいということで、目安になる額を示すというようなことになっておりますが、担当課に聞きますと、保育所では主食、最近御飯が多いということで、そこは弁当を持ってくるというようなことで、ほとんど実費徴収はあっていないというようなことも聞くんですが、中には、近隣の市町では主食の徴収は全くしていないというようなことも聞きますが、この辺の調整は広川町ではどのようにになりますか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

広川町におきましては、一応副食費につきましてはこれまでどおり保護者負担ということで、国が示した金額としましては、月額4,500円というのを示しております。これに基づいて、町内の保育協会のほうに金額をお示したところ、保育協会のほうで協議をされまして、統一して同じく4,500円と、その金額で副食費を保護者からいただく。

また、主食費は、直接御飯を持ってきてあるところもあるし、逆に主食費をいただいて御飯を提供してある保育園もあるみたいです。ただ、10月以降につきましては、それも保育協会で統一されまして、主食費は1千円と、4,500円プラス1千円の5,500円を皆さんから各自保育園が徴収されるということで、完全給食という形で、3歳以上についてもそういう形になるということで伺っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

念を押してもう一度聞きますが、この主食費は現在、現状では全く徴収していない市町が近隣にはあると。こういうのは、無償化が施行されてもそれぞれの自治体に任せられる裁量でいいということになるんでしょうか。広川町では4,500円プラス1千円ということで今お聞きしましたから了解しますが、よそに無償のところがあるということになると、うちも無償にと、それは保護者の要望として当然のことではありますが、その辺、裁量に任されるということですか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

今言われたように、主食につきましては、これまで運営費には全然入っておりません。そのかわり、保護者負担という形で御飯を持参いただくか、御飯のかわりにお金をいただくことにしていましたので、これまでどおり施設の判断でされると私は理解しております。

以上です。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

わかりました。

実際施行されてみないと、具体的にここに問題が残ったなとか、そういうのがなかなかわからない部分でございますが、とにかく10月からは幼児教育・保育について無償化されるということでございます。

それで、それはおおむね私はいいいことだろうと思うんですよ。私はですね。しかし、いろいろと意見はたくさんあるようでございます。

次に移ります。学童保育所の問題でございます。

来年4月から改正児童福祉法が施行されます。これは指導員が1ユニットについて2人配置される現在の基準に対して市町村の裁量で指導員は1人でもいいというようなことで、言いかえれば義務規定から努力目標、いわゆる参酌基準に移行するというところでございますが、これについては、町長答弁の中で広川町は来年度以降、まず現状を変更するつもりはないということですので安心ですが、これは周辺の自治体との兼ね合いが当然生じてまいります。それで、こういう新聞報道等に接した保護者の皆さんは、まず第1に保育の質が低下するんじゃないか、それから、子供の安全・安心という観点から目が届かなくなるんじゃないか、そういうことで大きな懸念を持っていらっしゃると思います。

それでお尋ねをしておるわけですが、先ほどの保育園の給食費も一緒ですが、そういうことで自治体の裁量権に委ねられるということであると、やむを得ず1人でもいいというのが、1人でいいという短絡の理解がされかねない。営業的、経営的、運営的にもですね。私立の場合はやはり営利が必要ですので、そういうことになりかねない。そういうことになってくると、やはり自治体格差あたりも生んでくるということで、それが懸念の材料だろうと思います。

そもそも現在の配置基準が決まったのは、平成15年でございます。国が導入したわけですが、職員配置基準というのは平成15年に導入されました。なぜこれが導入されたかといいますと、当時、今もですが、いわゆる学童保育所に係る規制について、安全基準は非常に緩やかなんですね。この点を担保するために指導員を2人ということになった経緯があります。だから、そこに心配があると。

そして一方では、これは平成30年9月14日ですが、政府は学童保育の定員を2019年度から2023年度の5カ年間で30万人分拡大すると。待機児童が平成30年10月14日時点で1万6,957人だそうですが、学童保育の定員を30万人分拡大すると。そういう中で、地域からの要望があつて、学童保育の指導員等の規制を緩和する。そういうことだというふうに国は言っているわけですね。

そこで、お尋ねいたしますが、政府はこの規制緩和に対して地方からの要請に応えるということでございますが、広川町もどの時点でか、どういう団体を通じてか、この規制緩和を申し出られた経緯がありますか、ございませんか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

今現在におきましては、そういう申し入れはあっておりません。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

そういう申し入れをした記憶というのは全くありません。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

非常にありがたいことで、ないと。恐らく規制緩和を要請した地方の声というのは、非常に過疎地域とか極端な地域の問題ではないかなと思うんですよ。都市部になればなるほど、指導員が1人でいいという発想は出てこないはずですよ。ですけども、やっぱりそういうことを国は大上段に構えて、だからしてやったと、緩和してやったとという発表なんです。

これは非常に理解に苦しむんですが、町長の答弁にあったように、広川町は来年度以降、現状を変更するつもりはないとおっしゃっていただきましたので、これは学童保育に係る保護者の皆さんも非常に安心されると。だから、こういうことは当然議会だよりも載りますけれども、担当部署としてもしかるべき時期を選んで、広報等でお知らせ、周知をぜひ、あるいは学童保育のそういう協議会あたりにも早く町の方針を伝えていただくとありがたいなと思うところでございます。

次に移りますが、いわゆる健康寿命の延伸というのは、何人かの議員の質問の中にもありましたように、現在、一番大きな課題ではないかなと思っています。だから、これもやろう、あれもやろう、いろんなことをやってみようということは大事なことですけれども、最近では老人福祉費に係る部分で何とか事業、何とか事業というのがたくさんある。10を下らん。そして、実際どういう活動をしているかという、月に1回集まっているとか、月に1回公民館でやっているとか、そういう話なんです。

だから、1つは、こういう事業、もちろん難しいところもあると思うんです。国県から下ってくる助成金、補助金の兼ね合いがあるから事業名が別々になってくるのは当然のことだと思うけれども、実際事業を展開する現場では、もうちょっと集約できんか、取りまとめができないかと、そういう気がしてなりません。

その辺はまた担当課は御検討いただきたいと思うんですが、まず私が登壇して質問しました通いの場、これも聞くところによると、いきいきサロン、これを21カ所ぐらい現在導入して活動されておるわけですけども、この活動は月に1回、今度はそれではちょっとということで、月に2回、あるいは3回、あるいは週に1回というようにもうちょっと活動してほしい。そのために新しく、これは社会福祉協議会がつけた名前だろうと思うんですけども、通いの場事業という名前がついておるんですが、実際私のところに相談に見えた行政区の役員さんが通いの場というのを知っておるのですかという質問でしたが、私は知りませんと言いました。予算書にはそうは載っていないので、社協でつけた名前では知りませんと言ったんですけども、聞いてわかりました。

これも、今、先行してやっているところは月に1回でいいと。担当課に聞くと、サロンでなくして新しく立ち上げるのは、それを2回、あるいは3回の活動をやってほしいというようなことでお願いしているということですが、それを受けてもらうところに話が行くときは、月に1回でいいという話が行っております。

だから、サロンと通いの場事業はどう違うかというのは、名前が違うだけで実際の展開はどうなっていくのかわかりませんが、聞けば、いきいきサロンは自分たちで全部考えなければならんと、どういうことをやるかですね。ところが、通いの場事業というのは、場所を貸すだけ、あとは役場から来て全部やってもらうということだそうです。それなら、通いの場事業のほうがやりやすい。自分たちがこれをやろう、こういうふうにやろうということを考えなくていいということで、月に1回、場所を貸してもらえれば結構ですという話で受けたということなんです。そういう認識でよろしゅうございますか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

今回の地域サロンと地域通いの場、町のほうの要綱では地域通いの場という名前になっております。

地域サロンというのは、現在、町内22カ所、事業としては平成23年度ぐらいからスタートしておるところです。もちろん、それ以前から各公民館独自でされてあった状況もあると思います。

サロンの大きな目的は、高齢者の生きがい、健康づくりと閉じこもり予防という大きなメインがあるんですけど、通いの場につきましては、高齢者の転倒、骨折を予防するための筋力の維持、向上ということで、あくまで健康体操がメインという形になります。地域サロンはさまざまな活動がございますけど、通いの場というのは健康体操です。

それも、町が昨年度から養成しています介護予防サポーター、現在39名登録いただいておりますが、こちらの方は町が養成講座をしまして、その講座を卒業されて、修了証をお渡しします。その方が実際に地域の通いの場での支援をしていくという形になりますが、もちろん地域では鍵をあけるだけではなくて、会場を貸していただいて、一緒に参加者が入ってきますので、地域の住民の方々ですね。それについての呼びかけの協力、支援もお願いしたいと。ただ、実際の運用については、参加者と介護予防サポーターでしていきますので、地域サロンのように担い手不足とか、次は何をしようとか、そういうことからは大分運営的に楽になるし、目的がきっちり決まっているということでございますので、そういうことで呼びかけていきたいと思っております。

また、最初に言われるように健康寿命の延伸という大きな目的がございますので、そういうのも含めて介護予防をしていくと。また、要介護になられる方の大きな原因というのは、やっぱり骨折、腰痛、関節痛というのが一番多くございますので、その予防という形で今回通いの場の事業を推進しておるところです。

ただ、昨年度、藤田区をモデル的な事業として1カ所しておりまして、今年度、7月から新たに当条と長延区が通いの場をスタートさせたところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

新規事業を立ち上げ、最初に受けてくれるところに対する説明の仕方、それだけであとの理解が随分と変わってくるということですよ。今、課長が言われるようなことは、全く受け

たところは言われぬ。だから、最初の説明の仕方ですよ。登壇してお尋ねしたのはそこなんです。

そして、今説明にあるように、介護予防サポーター養成講座を受けた三十何名かの人にまず呼びかけて、あなたたちが中心になって立ち上げてくれませんかというような働きかけをされておる。それは確かにいいことなんです。だから、その人たちが地域に帰ってやろうと思ったときに、それには助成金が伴う。やれば補助金も来るばい、助成金も来るばいということでやろうと思いつくと、それはいいことなんです。ところが、それを介護予防サポーターといえども、講座を受けた人といえども、立場は単なる私的な人なんです。その人たちが、例えば、こういう人が立ち上げるから認めてくれと行って区の役員にいきなり持ってこられる。そしたら、その区の役員さんたちは全く知らんやっつと。あなたたちは言ったと言うけれども、全く知らんやっつと。それは言っているでしょう。あなたたちが説明したというのは間違いなく正しい。しかし、聞いたほうは直接自分のことと思って聞いていないと思うので、聞いていないと。そういうところで、やっぱり誤解が生じる。そうすると、一回こういうことでボタンをかけ違うとなかなか進みにくいんです。スムーズに展開ができなくなる。その一つの例を私はここで紹介したわけです。

それで、あくまで介護予防サポーターの講座を受けた方あたりに呼びかけていただいているならば、まずその人たちに運営基準も書いてある、私的なグループではだめだと、公的に地区の行政区あたりと密接に連携をとり、絡んだ者でないとだめだと。当然のこと、公金で助成金を出すわけですから。ですけれども、そういうふうで介護予防サポーター講座を受けた人たちにやはり説明不足ですよ。

だから、最初に地区に帰ったら、地区の役員さんたちと十分協議をやって、受け入れ態勢を整えてくださいよということを十二分にやっておかないと、こういうことでやりますと行って紙を持って行って、刷り物を持って行って認めろと言われても——ここにもありますけどね。持っていかれても、俺は知らんばいという話になるじゃないですか。そしたら、それがやはりうまくみ合わんごとになっていく。その辺の啓発のやり方がいまいち、あと一知恵働かせたらよかったのかなという気はするんですね。

だから、まだこれは始まって、展開しているところ、取り組んでいるところが2つ——ことし3つになるんですか。ですから、まだ35行政区あるならば、今からがたくさんですから、全行政区にこれを波及させたいということであるならば、いいことだから、やっぱりいいことはみんなそれぞれの立場で支え合って展開して、それがスムーズにいくごととしてやらにゃいかんと。そのためには啓発の仕方に大いにかかってくると、その点をぜひ町には強くお願いをしたいと思いますところでございます。

その辺について、これを教訓と踏まえて、どのような心づもりというか、取り組みをなされるのか、ちょっと考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

今後の老人福祉関係ですけれども、御指摘のように、国が全て面倒を見るということではなくて、地域で、しかも有志、あるいはボランティア、あるいはボランティア精神を持った人たちの力をもって地域で支え合いなさいという動きが今後ますます活発になろうかと思

ます。その先駆けが地域サロンであったり、通いの場もやっぱりその先駆けであろうと思います。

ですから、最終的に地域で高齢者を支えるというためには、そして、その主体が住民、あるいは住民の団体であるということになれば、地域の役員さん、そして、それを進めようとする側の十分な理解とすり合わせ、協議というのが最も必要になってくるんじゃないだろうかというふうに思います。

そういうことで、現在、幾つか問題点が出ておるとするならば、今後はやろうとする主体と行政区の役員さんと、それと利用する側、そういう関係者の相互の十分な意思疎通というものをまず第一義的に重視しながら進めていくということが最も必要じゃないだろうかというふうに考えています。社会福祉協議会も含めてですね。そういうことでよろしく願います。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

社協の会長という立場の副町長でございますが、もっともな考え方を示していただきました。

これは担当課とも話したんですけれども、今月は十何日かぐらいに分館長会があるだろうと。私に相談が来たのは、ある地区の公民館長さんです。目の前であるところに電話したら、最初の話が公民館長に来ましたと。目の前に相談に来たのが公民館長だが、俺は知らんという話になって、それなら、今、副町長も言われたように、いろんな関係の各種の立場の人たちが絡み合って連携をとって進めなければならない重要な事業であるならば、区長であれ、公民館長であれ、あるいは衛生班長であれ、区には三役、五役おるわけですから、そういう人たちも十二分にこの事業の趣旨というものを——中心になるのは介護予防サポーターの講座を受けた人かもしれん、あるいは民生・児童委員さんたちかもしれん。そういう人たちを中心に進めていくことになるかもしれんけれども、この事業の趣旨というものを全部のいろんな立場にある人たちが共通理解をしておかなければならん。そのためにも、ぜひこれはお願いしたいし、検討いただきたい。

例えば、福祉課の事業であっても、分館長会は毎月あっている。区長会は毎月じゃないと思いますが、区長会、分館長会、1回話したというだけではなくして、1回だけは説明しましたということではなくして、やはり2度、あるいは3度、これはいい機会ですから小まめに分けて、1日の区長会に全部の担当課がそれぞれの所管するものをばっと並べて聞いてもらうじゃなくして、ある程度分散して、ゆとりを持った説明ができるように、そういう場を、あるいは分館長会に出向いて行って、この事業についての啓発、趣旨説明を十二分にやっただくと、今回出てきたような、私がここで問題提起したような誤解、行き違いは生じることが少なくなると。ぜひこの点は御検討いただきたい、そういうことでございます。

いいことはそれぞれの立場で積極的に支援し、支えて進めていかなければならんと思います。これにくじけずにぜひ啓発を進めてください。よろしく願います。ありがとうございました。

○議長（野村泰也）

暫時休憩いたします。10分間の休憩をとります。

午後2時55分 休憩

午後3時5分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番川島忠孝君の登壇を求めます。

○3番（川島忠孝）

3番川島でございます。事前通告に基づきまして、ゆとりのある教育と、表題については「ゆとり」という言葉を使っておりますが、今回の質問の内容ですが、以前はゆとり教育といえますと詰め込みをしない、競争心をあおらない、授業時間も減らして子供に自由時間を多く与える、私たちの年代としては余り納得のいく教育方針ではございませんでした。そういう過去の状況を踏まえまして、現在の広川町の小・中学校における教育現場ではどのような方針で臨まれているか、具体的な内容について質問したいと思っております。

具体的には、最近の災害とかインフルエンザとか、いろいろな諸事情で学校が休校になったり、学級閉鎖とかが生じている数が比較的多いんじゃないかと。そういうふうな授業ができなかった時間をいかにして取り戻すか。夏休みに取り戻すのか、土曜、日曜を利用するかとか、そういった休校した時間数をきちんと把握して、それに見合う時間の確保、そういうふうな教育時間のゆとりを持った確保をしているかと、そういう意味のゆとりで質問をさせていただきます。

具体的には、大きく分けて学校全体、あるいはクラスということでの授業がされなかった。もう一点のできない理由には、教師自身の個人的な問題、病気とか冠婚葬祭とかでできなかったと、そういう場合でもきちんと補充した授業を、子供のためには実態把握をして推進してもらいたいというふうに考えております。

そういう面で、現在、そういう対策がきちんととられておるかどうか。内容について具体的な数字が挙げられれば、授業をできないのが年間でどの程度あって、それに対する補充対策が適切にとられたかどうか、この点について質問したいと思っております。

具体的には、その回答に対する疑問点が生じた場合には質問席のほうからさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

川島議員の御質問の中のゆとりある教育の効果的推進ということでございますので、お答えしたいと思います。

小・中学校の年間総授業時数は、学習指導要領により定められております。これに沿って各学校は1年間の授業計画を立てております。

平成30年度の各学校の授業時数の状況は、台風や大雨等による休校、インフルエンザによる学級・学年閉鎖等で授業がカットされる場合がございます。しかし、各学校では余剰時数を確保しておりますので、支障はなく、教育課程は完全に実施しております。

しかしながら、来年度からは学習指導要領が新しくなりまして、小学校の5、6年生の英語の授業時数が年間35時間ふえます。これに対応するために、本年度より冬季休業を1日短縮するとともに、始業式、終業式の午後にも授業を行っております。また、夏季休業を3日

間短縮して2学期の授業を始めております。

また、教職員が年休等を取得する場合には、事前に時間割等の変更をしておりますので、カットはございません。

次に、小・中学生の学力評価状況についてのお尋ねでございますが、本年4月に行われた小学6年生と中学3年生を対象とした全国学力・学習状況調査の結果についてお答えしたいと思います。

町内3小学校の国語、算数の平均は、全国平均より3から4ポイントほど高いという結果が出ており、年々上昇傾向にあります。中学校の国語、数学においても上昇傾向にありましたが、本年度は残念ながら、全国平均よりも三、四ポイントほど下回っております。

今後、小・中学校ともに学力向上に向けて、さらに努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

3番川島忠孝君。

○3番（川島忠孝）

ただいまの回答でございますが、漠然とした回答でありました。

恐らくその回答内容は十分補充をしておるといってございましょうが、具体的には年間にどのくらいの補習授業をして、欠落した授業時間数というのは把握されておりますか。その点、わかったらお願いします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

昨年度に欠時数、休校になった数字につきましては、各小・中学校、昨年7月3日が台風7号のために1日休みにしております。それと、上広川小学校の1年生がインフルエンザのため、3日間の休業をしております。昨年度については、その2件でございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

3番川島忠孝君。

○3番（川島忠孝）

わかりました。昨年は幸いにして、そういう授業欠落というのが少なかったかなという気はします。

続きまして、今度は別の視点ですが、私が中学校のころに経験したそのときの思い出を今でもよく思い出しますが、非常に休校が多い授業科目がございました。何でかなとその当時不思議に思ったんですが、後で聞いた話ですが、組合活動参加のためにといってございました。組合活動というのは、労働基準法、あるいは労働組合法とか、労働三法の中で労働者の権利で認められておりますから、私はそれを決して否定するつもりはございません。

しかし、現在は当時から比べると、そういう授業に支障を来すような活動はなされていないというふうに思っておるんですが、そういう面での活動で授業がある日にそういう会議が持たれて、対策をとらにやいかんというような状況があるかないかだけ、ちょっとお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

今、御質問にあります組合による授業の欠席はあるかということですが、現在そういった事例はございません。

以上です。

○議長（野村泰也）

3番川島忠孝君。

○3番（川島忠孝）

わかりました。

次に、あと二、三点お聞きしたいんですけれども、今、教育長の説明では、小学校は3ないし4%ですか、成績が平均を上回っておると。中学校は逆に下がっておると。そうすると、その差、上か下かの差というのは倍になってはね返って、小学校から中学校になったときに急激に例えば7%、8%近くも下がるというふうにはちょっと私は受けとめたんですが、小学校の成績はいいのに中学校は下がる、そこら辺にもし反省すべき点とか、思い当たると言うところちょっと失礼ですけども、何か理由的なものが考えられますか。そこら辺、結果を踏まえて考えておられるなら、その点をお聞きしたいと思いますが。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

お答えいたします。

私も大変期待をしております、残念でございましたが、中学校も伸びてきていたんですが、ちょっとことは伸び切れませんでした、今、校長、教頭、そして主幹教諭等を中心に、何度も小・中学校合同で原因を究明しております。

学年の構成によるもともとのベースの点数もありますし、あとは同じ学年がどう伸びたか、下がったかという比較も全てしております。そういうことで、教師の指導力も含めてしっかりこれからまた解明していきたいと思っておりますが、一つ言えることは、中学校ではこれまでも伸びていましたが、伸び率は小学校ほど大きくなかったんですけれども、最後の出口の高校入試ではきちんとみんな高校に通っていくんですね。昨年度末もさまざまな高校に大体希望どおり通っております。

ですから、ある意味では、子供たち自身もこのくらいで何とかかなかなという意識がある面もあるのかなと思っております。ですから、中学校、高校、その先の人生を考えた場合に、一生懸命頑張らなきゃいけないという意識が恵まれている環境にあるからこそ薄い気がいたしますので、今いろんな取り組みをして、子供たちが大きな夢を持って、いろんな意味でこのままじゃいかんと、少々よくてももっとよくならんといかんと、そのようなことができるような取り組みをしております。

一つの例が、立志式というのをやっていますが、町長にもおいでいただきまして、子供たちが人生100年を見通してどんな生き方をするかということを考えて、今の自分を見直すという取り組みをしておりますし、そのような取り組みを中学校でも盛んにしております。

そういうことで、小中連携しながら、子供たちが小中を含めて、さらに先の自分の人生を考えて頑張るような取り組みをしなければいけないなということをお考えおとところでござ

います。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

3番川島忠孝君。

○3番（川島忠孝）

教育というのは、学校側だけで100%目的を達成するというふうには考えておりません。やはり成長期にある子供の教育というのは、学校以上に親、家族に第一義的責任があると私は考えております。しかし、学校に上がった以上は、今度は学校に責任を持って養育に当たっていただきたいと。そういう道におきましては、個人の教師の能力、あるいは取り組みの姿勢、そういうのが一人一人の子供に大きな影響を与えるのではないかと私は思っております。私自身も経験したことです。熱意を持たない先生というのは、子供は余り好きにはなれません。熱意というのは子供に伝わります。熱意のある授業は好きにもなります。特に中学校は科目ごとに先生がかわるわけですから、熱意がない授業については、逆に嫌いになって成績が下がります。一概に100%そういうことは言えんかもしれませんが、そういう傾向は多々あるというふうには私は考えております。

したがって、上広川、中広川、下広川各小学校の同じ人数、あるいは同じ学年でも、テストの結果が先生によって大きな差が出るとか、そういうのは必ずしもないわけでもないでしょうが、勤務評定を厳しくしてしっかりやってくれと、そこまでは言いませんけれども、そういう面の把握もされながら、先生の指導能力が上がるような取り組みと申しますか、しかし、それはやっぱり最小限の把握をしてこそ、例えば、中広川小学校ならば1学年の先生4人とか、4学級とかあるわけですから、やはり経験の豊富な先生と同じ学年で教育方針について効果的な授業を推進するためにはというような時間を持つとか、そういう努力がどの程度なされておるか。今、私が申し上げたような観点からの取り組み状況が具体的に説明できればお願いしたいと思います。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

お答えいたします。

教師の仕事につきましては業績評価が始まっておりまして、一人一人の教師に目標を立てさせまして、年間数回、校長がきちんと面談をして評価を出してまいります。それを教育委員会のほうでまた確認いたしまして、事務所に出すと。県のほうできちんと最終的に把握をして、かなり評価のよかった教員にはいろいろと優遇がございます。その制度が始まっております。

さらに、本町は小・中学校の連携が課題だと思っておりますので、県の重点課題を受けまして、小中連携でどのように子供たちを9年間見通して伸ばすかということを一生涯懸命取り組んでおります。

そういうことで、今、取り組みの過程にあると捉えていただいて、どうぞこれからの伸びを期待いただきたいと思います。

中広川小学校なんかは大変大きい学校ですけれども、学年でしっかり、学年主任が四、五人の先生たちをまとめて指導してくれておりますし、下広川小学校、上広川小学校という小

さな学校では、全体でしっかりとお互いのことを見守りながら指導しているところでございます。

そういうことで、実は今、各小・中学校とも新任の若い先生が多いんですね。そうしますと、南筑後の中でも、心身症になられて、勤められて2カ月でおやめになる先生がおられます。広川町はたくさん新任をいただいておりますが、一人もございません。それだけ各学校が校長を中心にしっかり配慮しながら、新しい先生方を鍛えたり支えたりして頑張ってくれているものと思っております。

そういうことで、どうぞこれからの学校の伸びに支援と期待をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

3番川島忠孝君。

○3番（川島忠孝）

私たち議員は、学校教育の実態というのをつかんで反映する努力をしなければならないという自覚は持っておりますけれども、現実的には、情報の入手というのは積極的にしたいなと思ってもなかなか入手できません。

言えることは、特に都市部あたりでは、義務教育の課程で公立の小・中学校のレベルが下がれば、私立の一貫教育の中学に逃げる率が高まると、そういう傾向が今後はふえてくるんじゃないかというふうな話もあります。

広川町の場合は、幸いそういった傾向は——親御さんの意向でそういうところに行かれる子供さんはおられるかと思っておりますけれども、レベルの云々ということの理由では今のところないんじゃないかというふうには考えておりますが、人間の一生において、学業成績だけで左右されるわけではございませんが、少なくとも義務教育の間に何事にも一生懸命取り組むというような人間形成、こういうためにも勉学というの必要なことではないかと思っております。

ただ詰め込みで知識だけをふやすということは別にしましても、取り組みの姿勢というのは、やはり子供のうちにしっかりと植えつけさせる必要があると思っておりますので、今、教育長が言われた回答の内容をますます発展させて、よりよい小・中学校にさせていただくようお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村泰也）

以上で一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は9月12日午前9時30分から開議いたします。

なお、9月9日月曜日は午前9時30分より3階大会議室において全員協議会を開催します。よろしく願います。お疲れさまでした。

午後3時24分 散会